

第 7 章

防災指針

1. 防災指針とは

- ・近年頻発化・激甚化する自然災害により、本市でも令和元年東日本台風では浸水被害等が発生しており、より一層安全・安心への取組を進める必要があります。
- ・令和2（2020）年6月に公布された都市再生特別措置法の改正において、居住誘導区域*からの災害レッドゾーンの原則除外を徹底するとともに、居住誘導区域に残存する災害リスクに対して防災指針を作成し、計画的かつ着実に必要な防災・減災対策に取り組むことが位置付けられました。
- ・防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、「立地適正化計画作成の手引き（令和4（2022）年4月改定版）」を基に、災害リスクを踏まえた課題を抽出し、課題を踏まえた取組指針を定めるとともに、取組方針に基づく具体的な取組を位置付けます。

■都市再生特別措置法改正概要

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律 （令和2年法律第43号）

背景・必要性

- 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進、防災まちづくりの推進の観点から総合的な対策を講じることが喫緊の課題
- こうした取組に併せて、生産年齢人口の減少、社会経済の多様化に対応するため、**まちなかにおいて多様な人々が集い、交流することのできる空間を形成し、都市の魅力向上させることが必要**

⇒ 安全で魅力的なまちづくりの推進が必要

「国土強靱化基本計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2019」、「成田戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年後半革新的事業活動に関する実行計画」、「まち・ひと・しごと創生基本方針2019（閣議決定）」において、居心地が良く歩きやすくなるまちなかの推進、災害リスクの高いエリアの立地規制やエリア外への移転促進、スマートシティの推進、コンパクト・プラス・ネットワーク等を位置づけ

安全なまちづくり〔都市計画法、都市再生特別措置法〕

災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制

- 開発許可制度の見直し**
- 災害レッドゾーンでの開発について、自己業務用施設も原則禁止
- 市街化調整区域の浸水ハザードエリアにおける住宅等の開発を抑制
- 住宅等の開発に対する通告・公表**
- 立地適正化計画の居住誘導区域外における災害レッドゾーン内での住宅等の開発について通告を行い、これに従わない場合は公表できることとする

災害ハザードエリアからの移転の促進

- 市町村による移転計画制度の創設**
- 災害ハザードエリアからの円滑な移転を（予算）防災集団移転の戸数要件の緩和（10戸→5戸）など住宅、病院等の移転に対する支援を実施するための計画を作成

災害ハザードエリアを踏まえた防災まちづくり

- 立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外
- 立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「防災指針」の作成
- ⇒避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備や警戒避難体制の確保等

＜災害レッドゾーン＞

- ・災害危険区域（崖崩れ、出水等）
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・地すべり防止区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域

＜災害イエローゾーン＞

- ・災害レッドゾーン以外の災害ハザードエリア（浸水ハザードエリア等）

魅力的なまちづくり〔都市再生特別措置法、都市計画法、建築基準法〕

「居心地が良く歩きやすくなる」まちなかの創出

都市再生整備計画に「居心地が良く歩きやすくなる」まちなかづくりに取り組む区域を設定し、以下の取組を推進* 都市再生整備計画：市町村が作成するまちづくりのための計画

- 「居心地が良く歩きやすくなる」空間の創出**
- 官民一体で取り組むにぎわい空間の創出
- 例）公共による街路の広場化と民間によるオープンスペース提供
- （予算）公共空間リノベーションへの交付金等による支援
- （税制）公共空間を提供した民間事業者への固定資産税の軽減
- まちなかエリアにおける駐車場出入口規制等の導入
- まちなかを盛り上げるエリアマネジメントの推進**
- 都市再生推進法人へのロードサイドによる道路・公園の共用手段の円滑化
- * 都市再生推進法人：NPO、まちづくり会社等の地域におけるまちづくりの活動を行う法人（市町村が指定）
- （予算）官民連携によるまちづくり計画の決定等を支援
- （予算）都市再生推進法人への貸付貸付による支援

居住エリアの環境向上

- 日常生活の利便性向上**
- 立地適正化計画の居住誘導区域内において、住宅地で病院・店舗など日常生活に必要な施設の立地を促進する制度の創設
- 都市インフラの老朽化対策**
- 都市計画施設の改修について、立地適正化計画の記載事項として位置づけ
- ⇒ 改修に要する費用について都市計画税の充当等

【目標・効果】

- 「防災指針」に基づく対策を強化し、安全なまちづくりを実現
- （KPI）防災指針の作成：約600件（全ての立地適正化計画作成自治体）（2021年～2025年〔2021年：100件 ↗ 2025年：600件〕）
- 多様な人々が集い、交流することのできる「居心地が良く歩きやすくなる」まちなかを創出し、魅力的なまちづくりを実現
- （KPI）「居心地が良く歩きやすくなる」まちなかづくりに取り組む区域を設定した市町村数：2025年度までに100市町村以上

出典：都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（国土交通省）

※立地適正化計画作成の手引きや都市計画運用指針等の国の指針内容を指す場合は「居住誘導区域」と称し、本市の居住誘導区域を指す場合は「居住促進区域」と称す。

2. 本市の立地適正化計画における災害ハザードエリアの取扱い

- 本市の立地適正化計画における災害ハザードエリアの取扱いについて、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、家屋倒壊等氾濫想定区域は居住促進区域から除外しています。
- 洪水浸水想定区域については、人口や都市機能が集積する市中心部の大部分に広がっていますが、河川氾濫は豪雨等の事前の発生予想・避難指示等が可能であり、早期避難の仕組みや防災体制等の強化、浸水リスクの認知と避難の啓発等、防災施策との連携等の災害リスクを回避・低減するための取組を防災指針に位置づけ、着実に実施していくこととして、垂直避難が困難となる浸水深 3.0m 以上のエリア以外は居住促進区域に含めることとします。

■本市の立地適正化計画における災害ハザードエリアの取扱い

都市計画運用指針の考え方	災害ハザードエリア	根拠法令	本市の立地適正化計画での取扱い
居住誘導区域に含まないこととすべき（レッドゾーン）	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	居住促進区域から除外
	津波災害特別警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律	—※1
	災害危険区域	建築基準法	—
	地すべり防止区域	地すべり等防止法	—
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	居住促進区域から除外
	浸水被害防止区域	特定都市河川浸水被害対策法	—
原則として居住誘導区域に含まないこととすべき（イエローゾーン）	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	居住促進区域から除外
	津波災害警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律	—
	洪水浸水想定区域	水防法	浸水深 3.0m（L2）以上は居住促進区域から除外 家屋倒壊等氾濫想定区域は居住促進区域から除外
	都市洪水想定区域	特定都市河川浸水被害対策法	—
都市浸水想定区域	—		

※1 “—”：当該ハザードエリアは本市において指定箇所なし

3. 居住促進区域における災害リスク分析と課題の抽出

(1) 災害ハザード情報等の収集・整理

- ・災害リスク分析から課題を抽出するにあたり、本市で発生する恐れのある災害ハザード情報及び災害ハザード情報の対象河川一覧を以下の通り整理しました。

■本市で想定する災害ハザード情報

災害種別	災害ハザード情報	データ年度
洪水	洪水浸水想定区域（想定最大規模：L2）	令和4年6月
	浸水継続時間	
	家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸浸食）	平成29年12月
	浸水実績（平成27年関東東北豪雨、令和元年東日本台風）	平成27年 令和元年
土砂	土砂災害特別警戒区域	令和3年11月
	土砂災害警戒区域	
津波	—	—
その他	大規模盛土造成地	令和4年4月時点
	宅地造成工事規制区域	令和4年4月時点

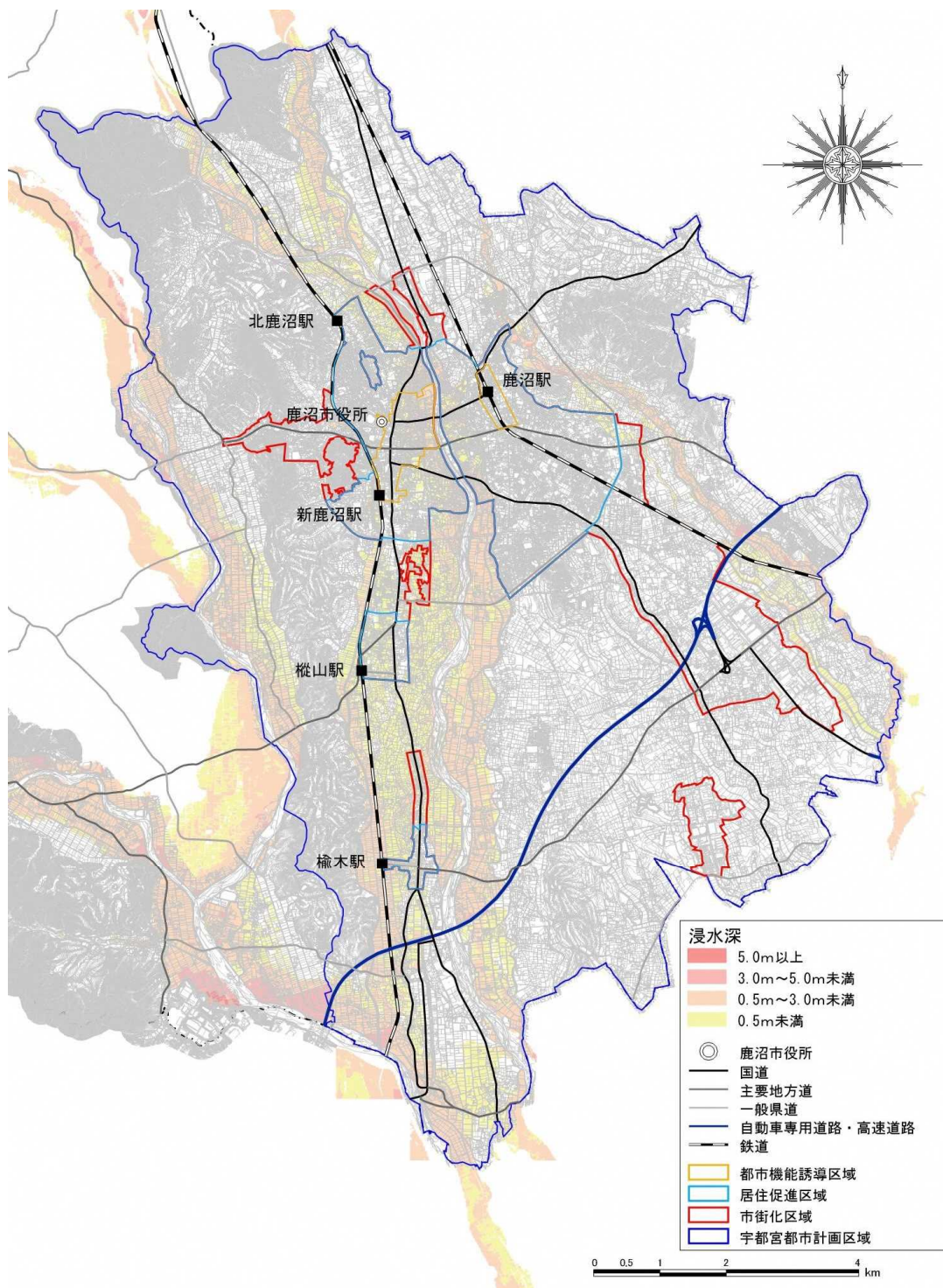
■災害ハザード情報の対象河川一覧

河川名称	洪水浸水想定区域（L2）	浸水継続時間	家屋倒壊等氾濫想定区域
黒川	○	○	○
思川	○	○	○
栗野川	○		
永野川	○		
宮入川	○	○	
荒井川	○		
行川	○		
小藪川	○		
西武子川	○		
大芦川	○		
武子川	○		
南摩川	○	○	

1) 洪水浸水想定区域（想定最大規模：L2）

- 洪水浸水想定区域は、水防法に基づき、想定される最大の降雨規模（想定最大規模降雨）として、1000年に1回程度（1年間に発生する確率が0.1%程度の降雨）の降雨確率の浸水深を設定しています。
- 本市においては、市街化区域内外を問わず洪水浸水想定区域が広がっており、居住促進区域内は概ね0.5m～3.0m未満の浸水が想定されています。

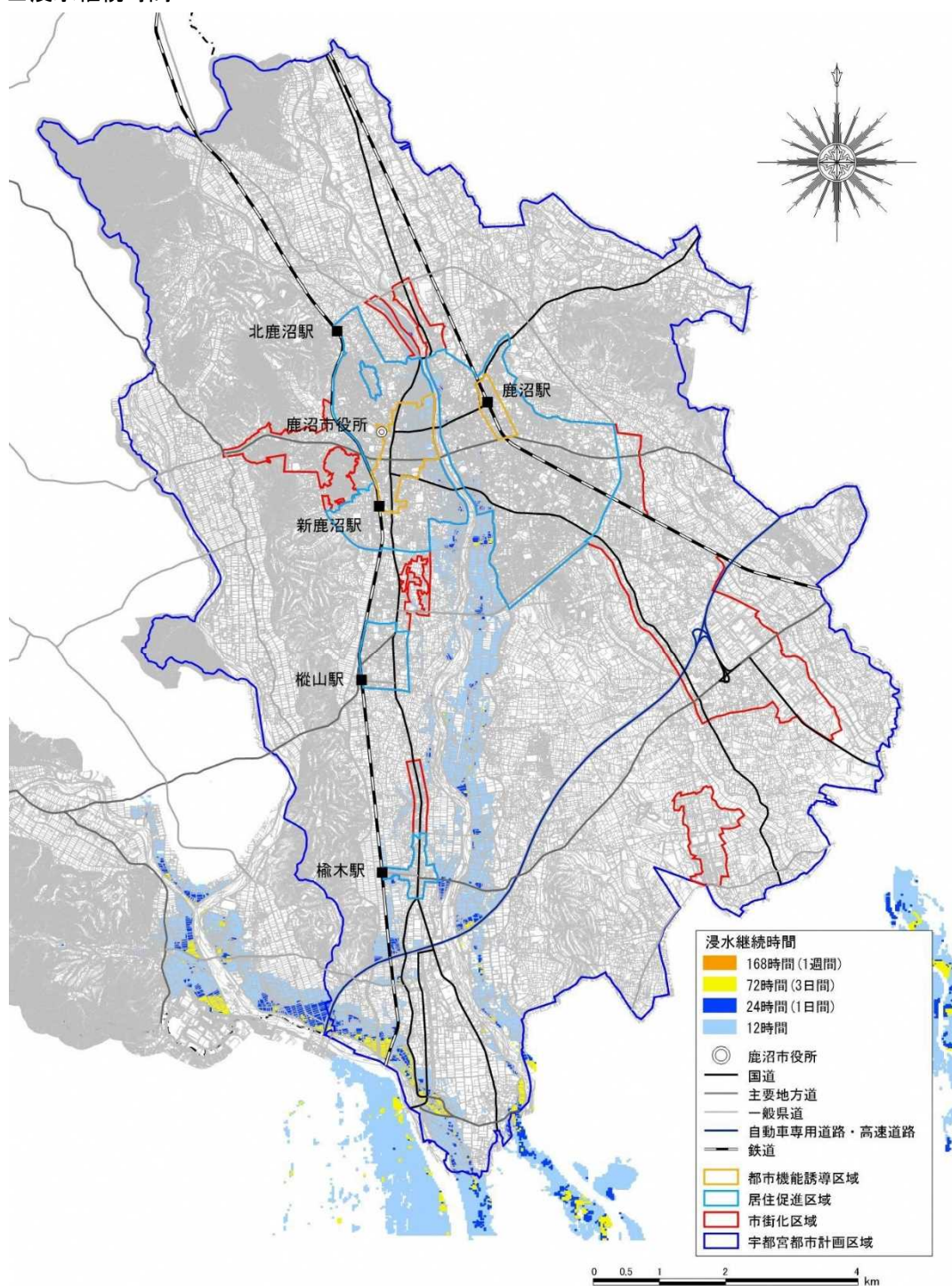
■ 洪水浸水想定区域（想定最大規模）



2) 浸水継続時間

- 浸水継続時間は、洪水時に屋外への避難が困難となり孤立する可能性のある浸水深 0.5m に達してから、その水深を下回るまでにかかる時間を示しており、本市においては、黒川、思川で設定されています。
- 本市においては、市街化区域外を中心に浸水継続時間が 12 時間以上の地域が広がっており、居住促進区域内の一部地域で浸水継続時間が 24 時間（1 日間）となっている地域が見られます。

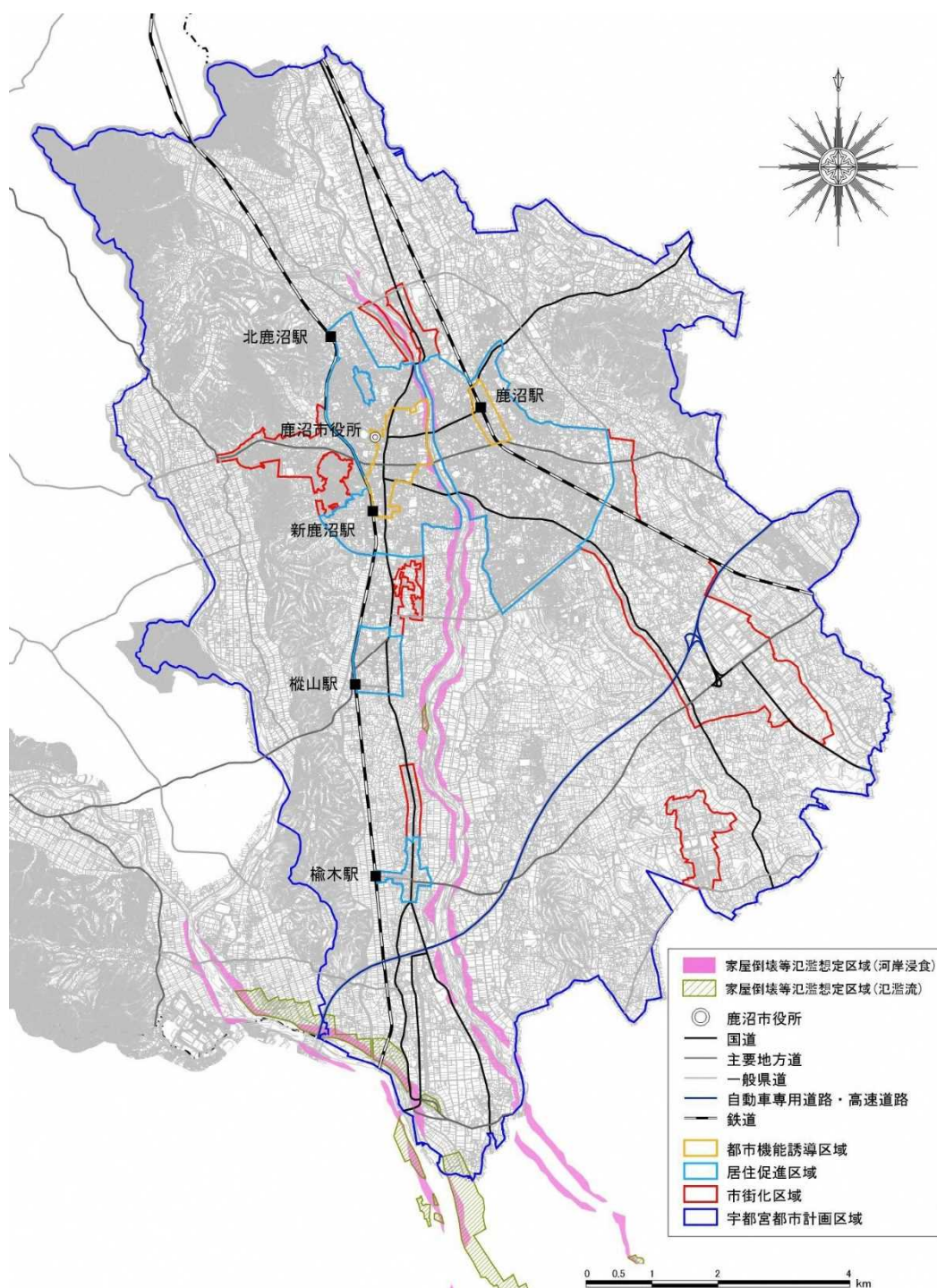
■ 浸水継続時間



3) 家屋倒壊等氾濫想定区域

- 家屋倒壊等氾濫想定区域は、想定最大規模降雨下の想定においては、氾濫等により家屋が倒壊する恐れがある区域として設定されており、本市においては、黒川、思川で設定されています。
- 本市においては、市街化区域外を中心に家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）が広がっておりますが、家屋倒壊が想定され、かつ、垂直避難も困難となり得るエリアであるため、居住促進区域から除外しています。

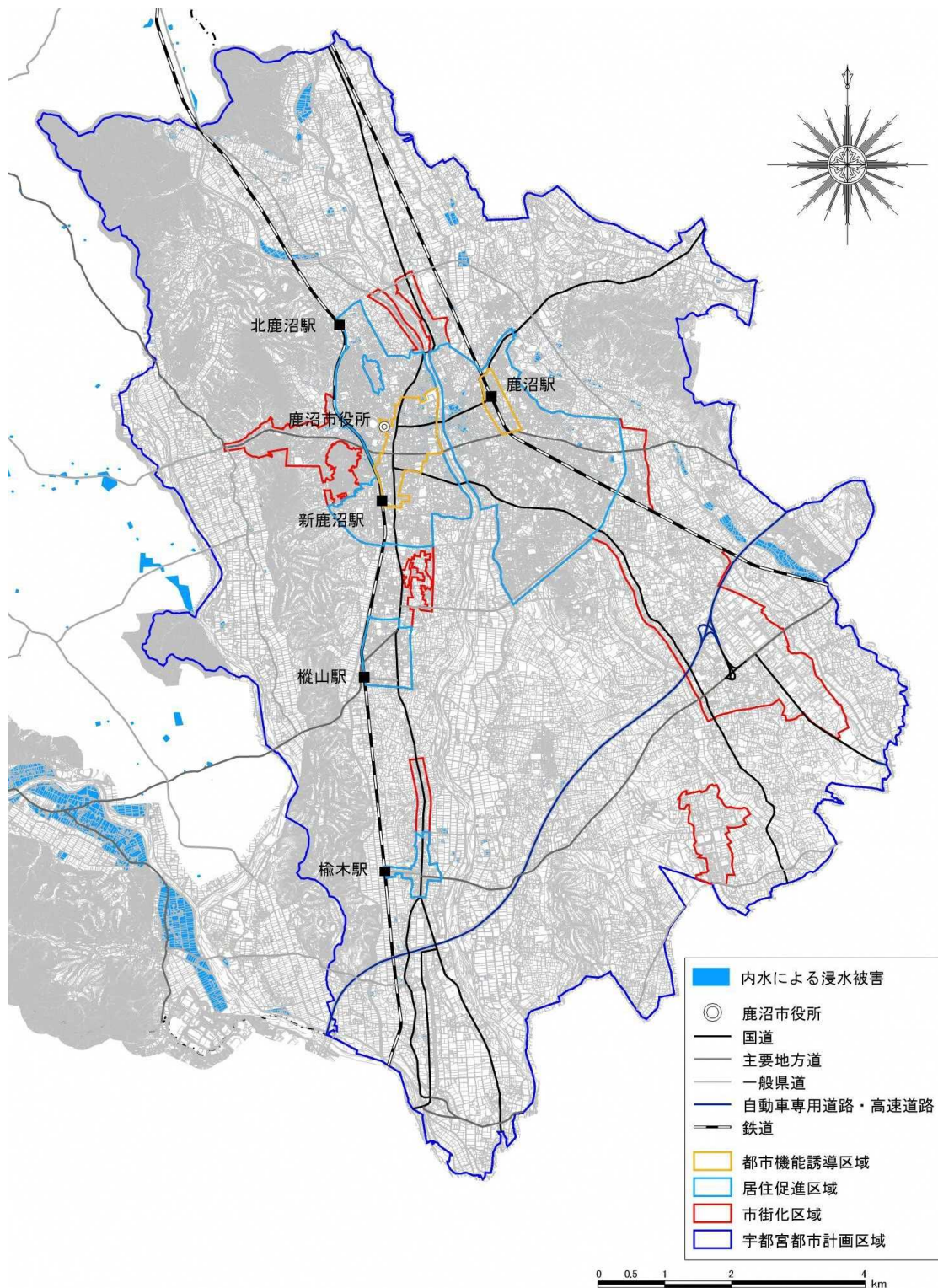
■ 家屋倒壊等氾濫想定区域



4) 浸水実績

- 過去の浸水実績として、平成27年関東東北豪雨と令和元年東日本台風時に発生した内水による浸水被害実績を整理しています。
- 基本的には、市街化区域外を中心に被害が発生していますが、居住促進区域内の一部地域でも浸水被害が発生しています。

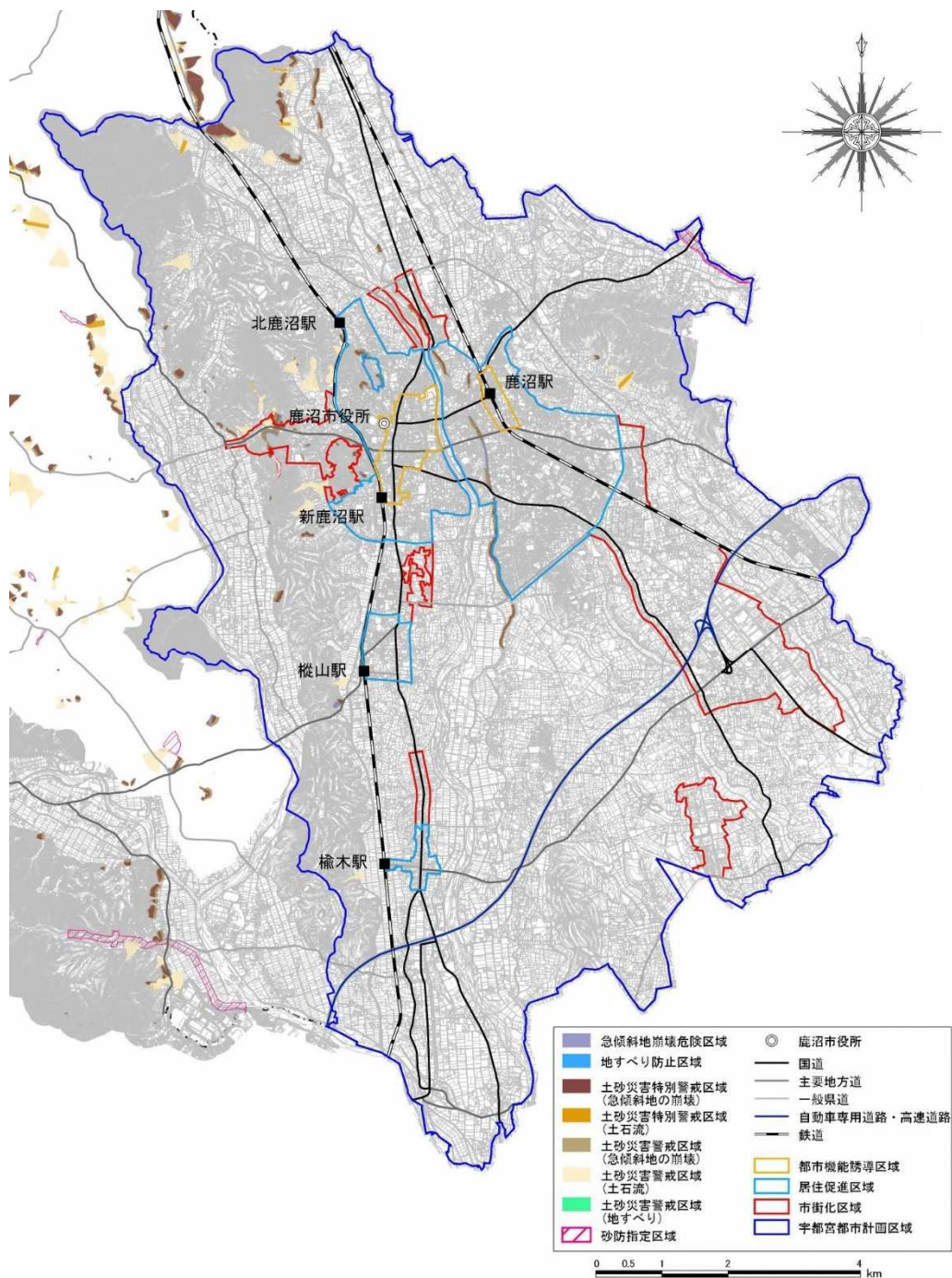
■内水による浸水被害実績



5) 土砂災害（特別）警戒区域

- 土砂災害には、急傾斜地の崩壊、地すべり、土石流の3種類があり、土砂災害防止法に基づき、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域が設定されています。また、砂防三法による規制区域として砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域があります。
- 本市においては、市街化区域外を中心に土砂災害警戒区域等が広がっておりますが、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域は居住促進区域から除外しています。

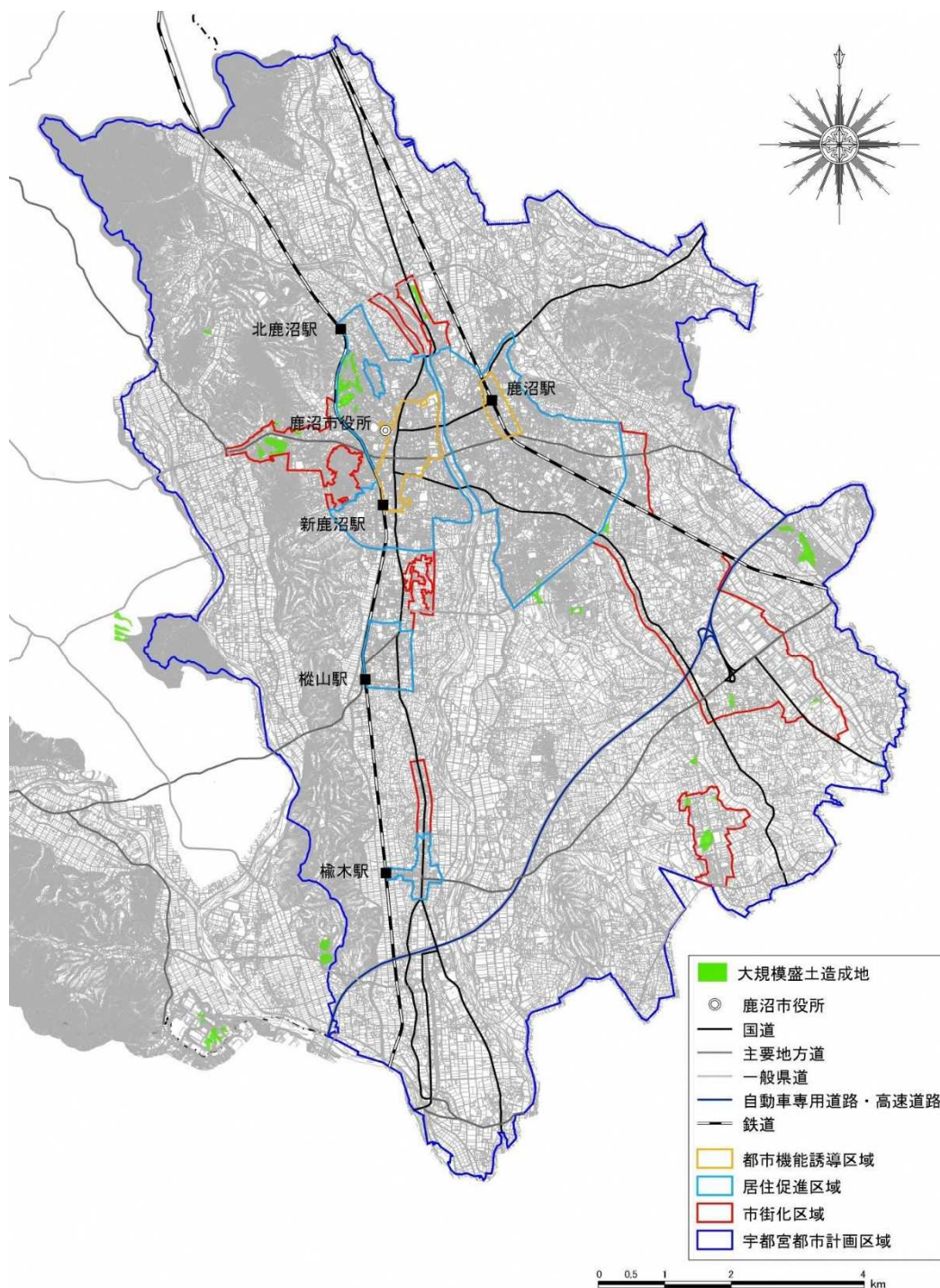
■土砂災害（特別）警戒区域



6) 大規模盛土造成地

- 大規模盛土造成地は、盛土造成地のうち、盛土の面積が 3,000 m²以上等の一定の要件を満たすものを指しますが、直ちに危険な造成地を示すものではなく、変状の有無を確認するためのモニタリングを行い、滑動の兆候が見られた際、当該盛土の安全性の評価に必要な調査を実施するエリアとなります。
- 本市においては、市街化区域内を中心に存在しており、居住促進区域内の一部地域（市役所北側）でも存在しています。

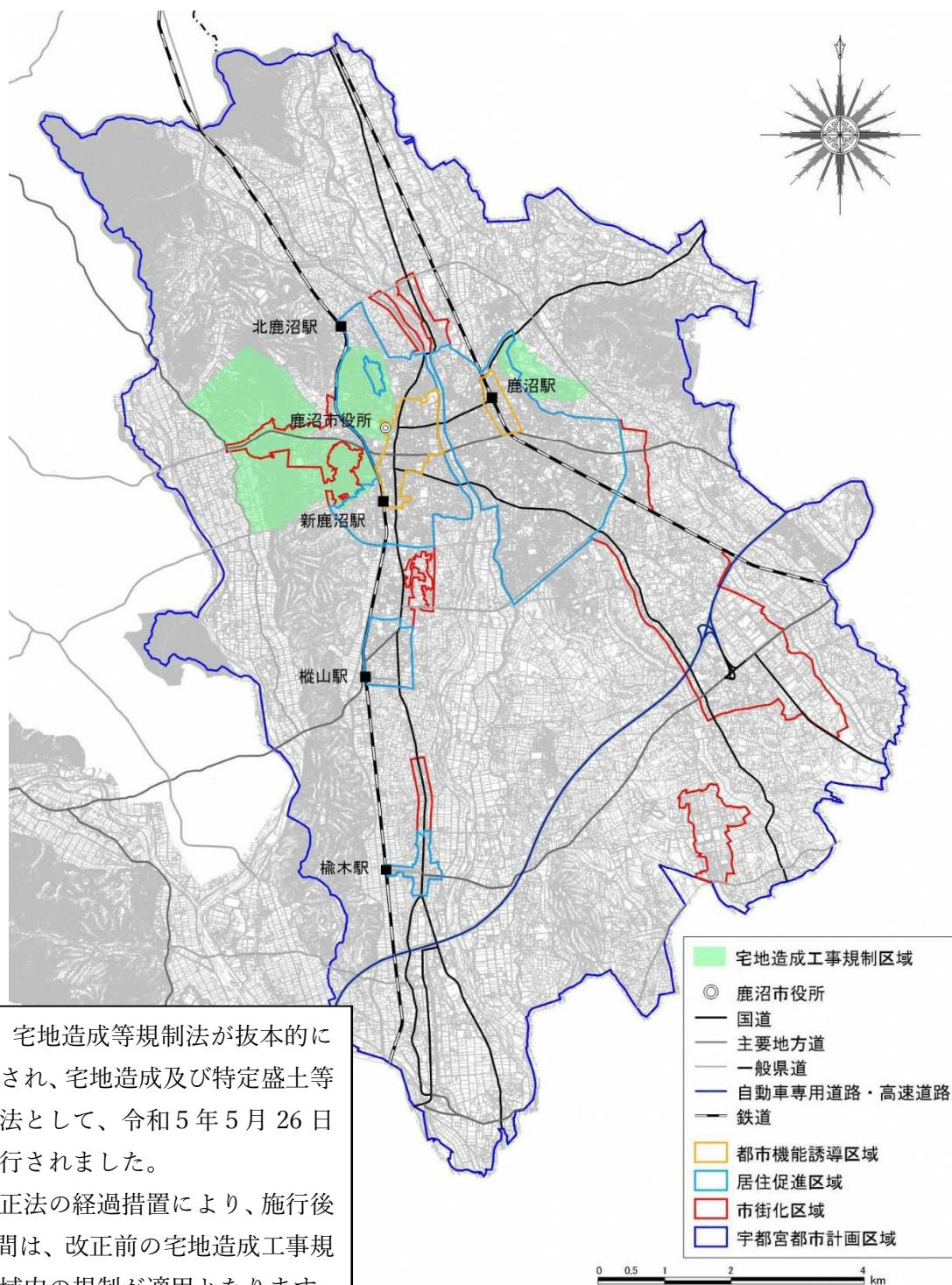
■大規模盛土造成地



7) 宅地造成工事規制区域^{*1}

- 宅地造成工事規制区域とは、宅地造成に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地又は市街地となろうとする土地の区域であって、宅地造成に関する工事について規制を行う必要があるものを、都道府県知事や政令指定市・中核市・特例市の長が指定した区域です。
- 本市においては、市役所西側や鹿沼駅東側に存在しており、居住促進区域内の一部地域(市役所北側等)でも存在しています。

■ 宅地造成工事規制区域



※1 宅地造成等規制法が抜本的に改正され、宅地造成及び特定盛土等規制法として、令和5年5月26日に施行されました。

改正法の経過措置により、施行後2年間は、改正前の宅地造成工事規制区域内の規制が適用となります。

(2) 災害リスクの高い地域等の抽出

- 本市で想定される災害リスクを網羅的に把握し、居住促進区域内におけるリスク低減等に向けた取組を検討するため、収集・整理した災害ハザード情報と都市情報を基に、重ね合わせ分析を行い、災害リスクの高い地域等を抽出しました。
- 設定した重ね合わせ分析項目と分析の視点は以下の通りです。

■重ね合わせ分析項目と分析の視点

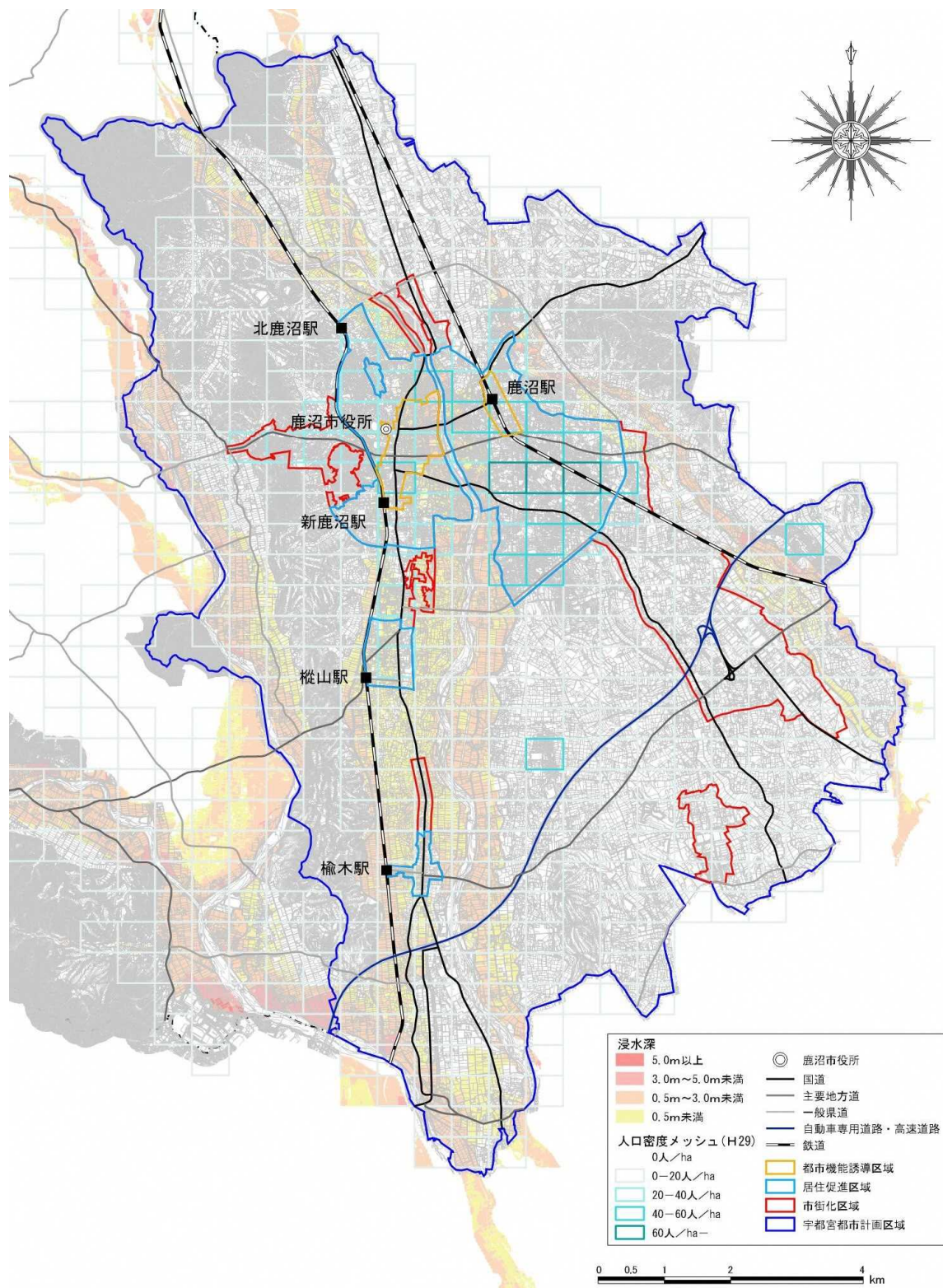
No.	災害ハザード情報	都市情報	分析の視点
①	洪水浸水想定区域（想定最大規模：L2）	人口分布	浸水リスクがあるエリアにどれくらい居住しているか
②		都市機能	施設が継続的に利用可能か
③		道路網（アンダーパス等）	避難路として活用可能か
④	浸水継続時間	人口分布	長時間（72 時間以上）孤立可能性があるエリアにどれくらい居住しているか
⑤		都市機能（医療施設・福祉施設）	要配慮者・病人の生命維持に危険がないか
⑥		緊急輸送道路	避難・救助、物資供給に活用可能か
⑦	家屋倒壊等氾濫想定区域	建物分布	家屋倒壊の危険性がないか 垂直避難が困難なエリアがないか
⑧	浸水実績	建物分布	頻繁に浸水する家屋がないか
⑨	土砂災害（特別）警戒区域	建物分布	家屋への危険性がないか
⑩		道路網、緊急輸送道路	道路寸断、集落孤立の危険性がないか
⑪	大規模盛土造成地	建物分布	家屋への危険性がないか
⑫	各災害ハザード情報（洪水・土砂・盛土）	—	複合災害の恐れがないか※
⑬		避難施設	避難施設が活用できるか

※洪水と土砂のハザードエリアが重なる地域を複合災害の恐れがある地域として抽出

1) 洪水浸水想定区域（想定最大規模：L2）×人口分布

- 居住促進区域内は概ね0.5m～3.0m未満の浸水が想定されており、市中心部の洪水浸水想定区域内に20-40人/haの人口集積が見られることから、人的被害が発生する恐れがあります。

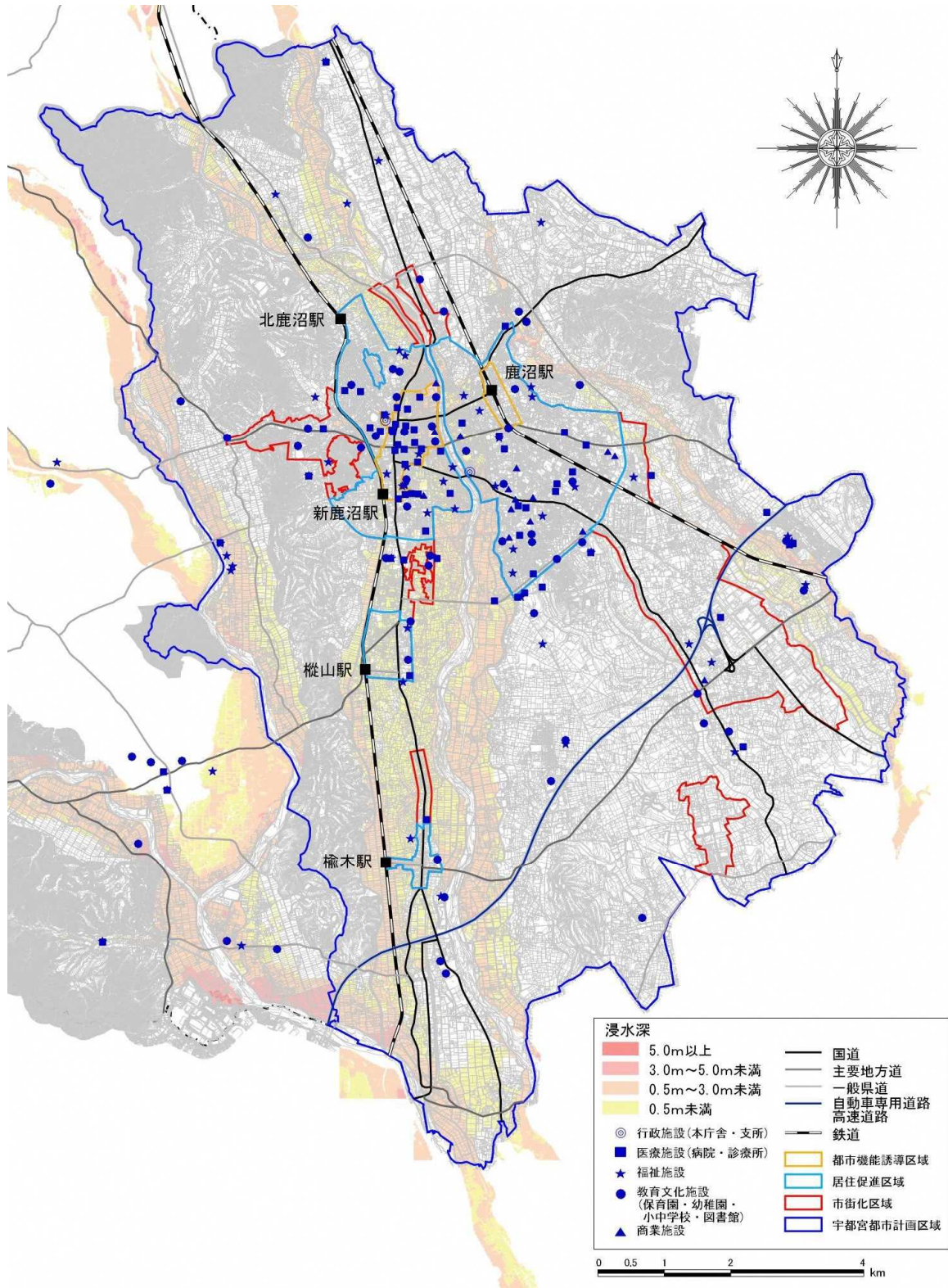
■ 洪水浸水想定区域（想定最大規模：L2）×人口分布



2) 洪水浸水想定区域（想定最大規模：L2）×都市機能

- 居住促進区域内は概ね0.5m～3.0m未満の浸水が想定されており、市中心部の洪水浸水想定区域内に各都市機能施設が位置していることから、施設が継続的に活用できなくなる恐れがあります。

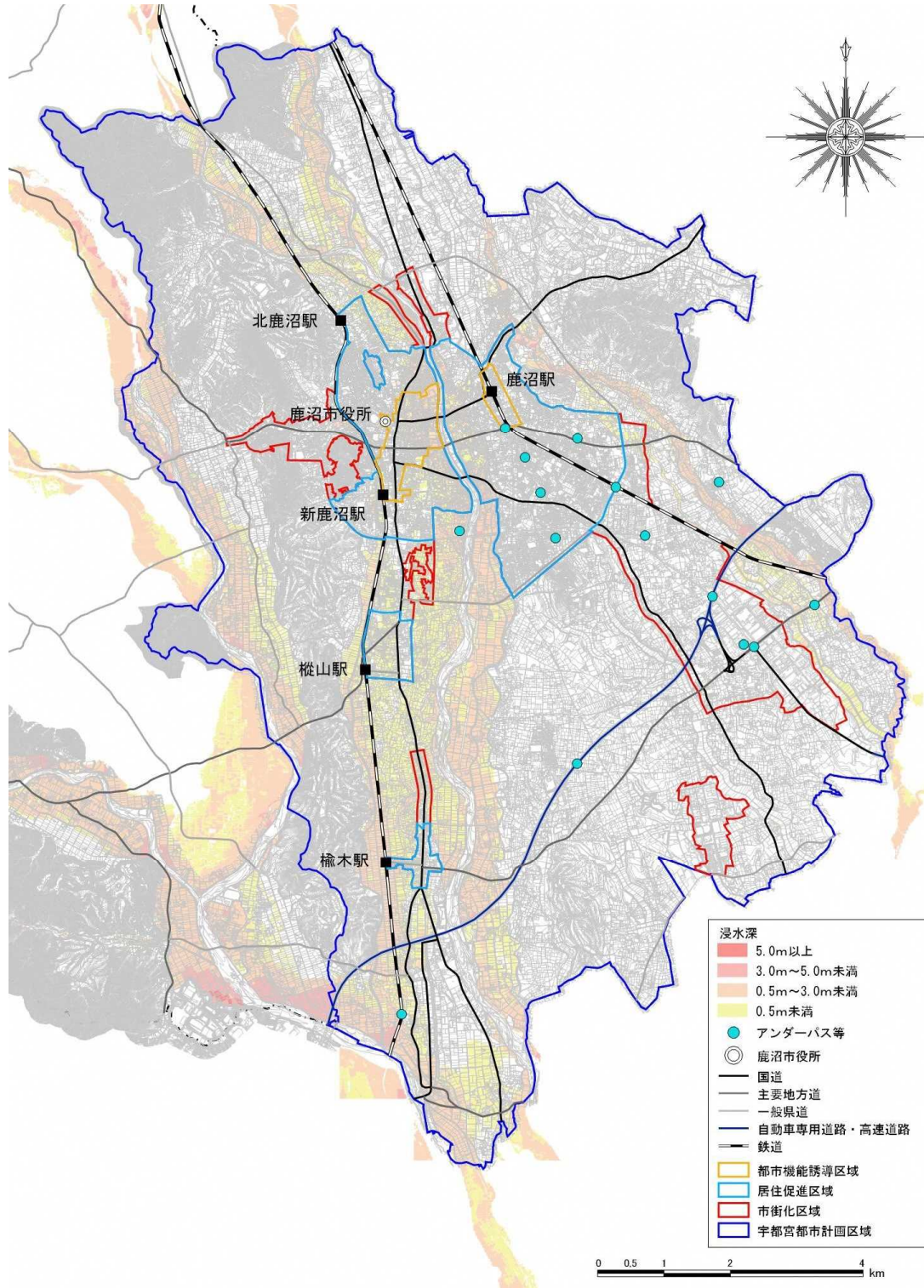
■ 洪水浸水想定区域（想定最大規模：L2）×都市機能



3) 洪水浸水想定区域（想定最大規模：L2）×道路網（アンダーパス等）

- 都市計画区域内において、洪水浸水想定区域内にアンダーパス等が立地しており、水害時は道路冠水により避難路として活用できなく恐れがありますが、居住促進区域内に立地するアンダーパス等は洪水浸水想定区域外となっています。

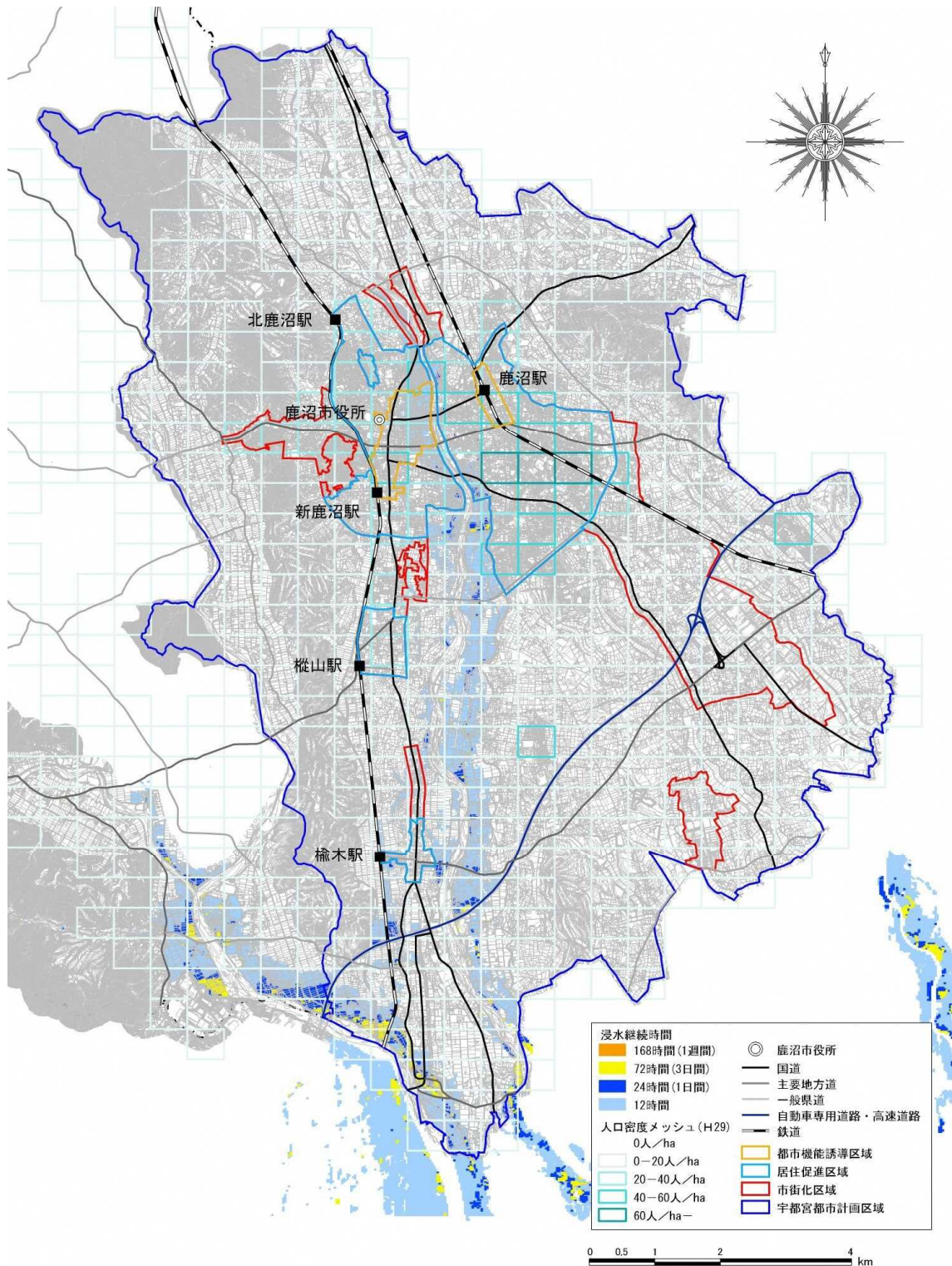
■ 洪水浸水想定区域（想定最大規模：L2）×道路網（アンダーパス等）



4) 浸水継続時間×人口分布

- 居住促進区域内の一部地域（市中心部）において、浸水継続時間 24 時間のエリア内に人口集積が見られますが、浸水継続時間 72 時間以上のエリアには人口集積が見られないため、長期間孤立する可能性は少ないです。
- ただし、水害発生直後は避難が困難となる恐れがあります。

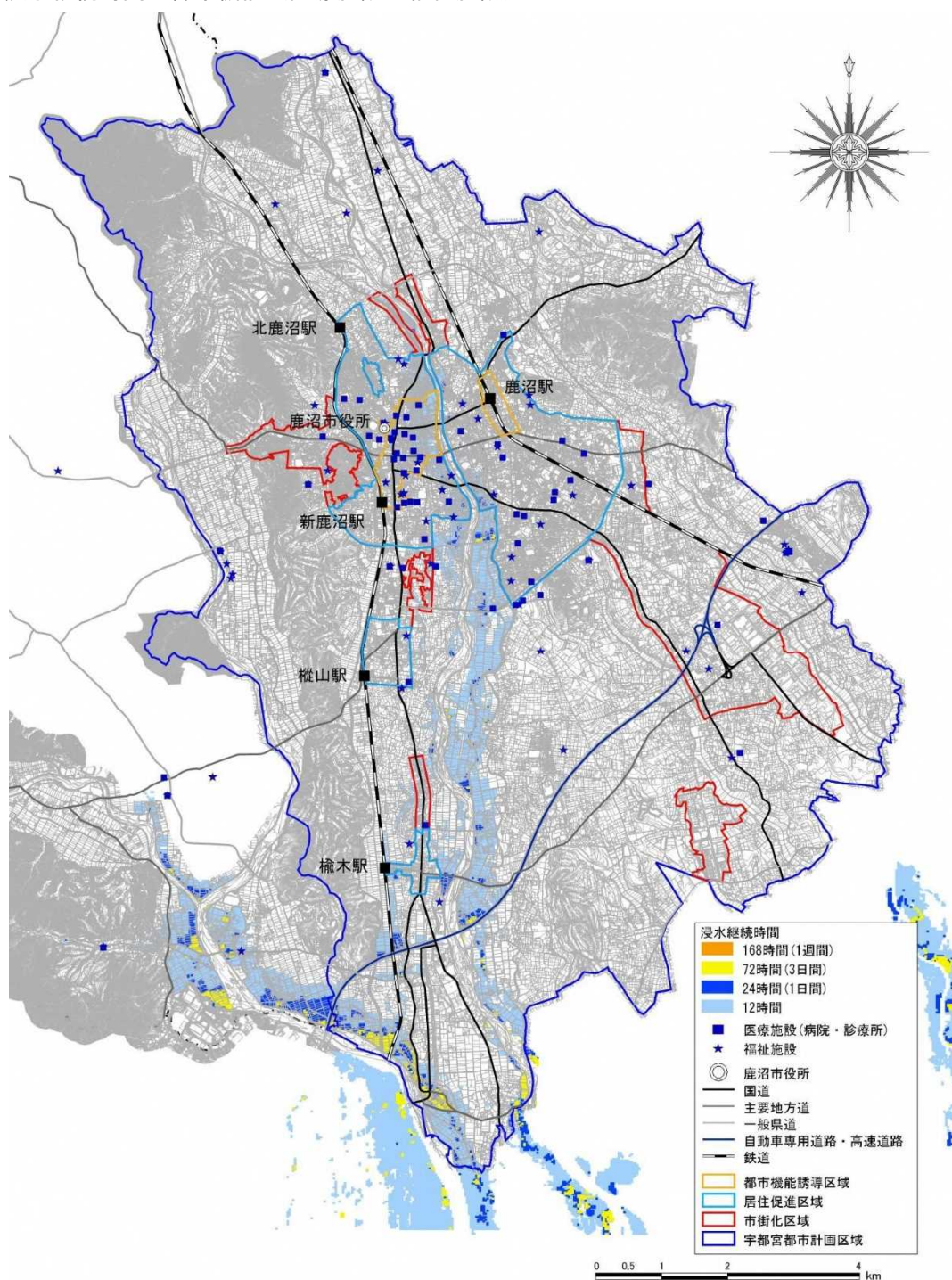
■ 浸水継続時間×人口分布



5) 浸水継続時間×都市機能（医療施設・福祉施設）

- 居住促進区域内の一部地域（市中心部）において、浸水継続時間 12 時間のエリア内に都市機能（医療施設・福祉施設）が立地していますが、浸水継続時間 72 時間以上のエリアには都市機能（医療施設・福祉施設）が立地していないため、要配慮者・病人の生命維持の危険性は少ないです。
- ただし、水害発生直後は避難や救助者の受け入れ等で都市機能（医療施設・福祉施設）を活用することができなくなる恐れがあります。

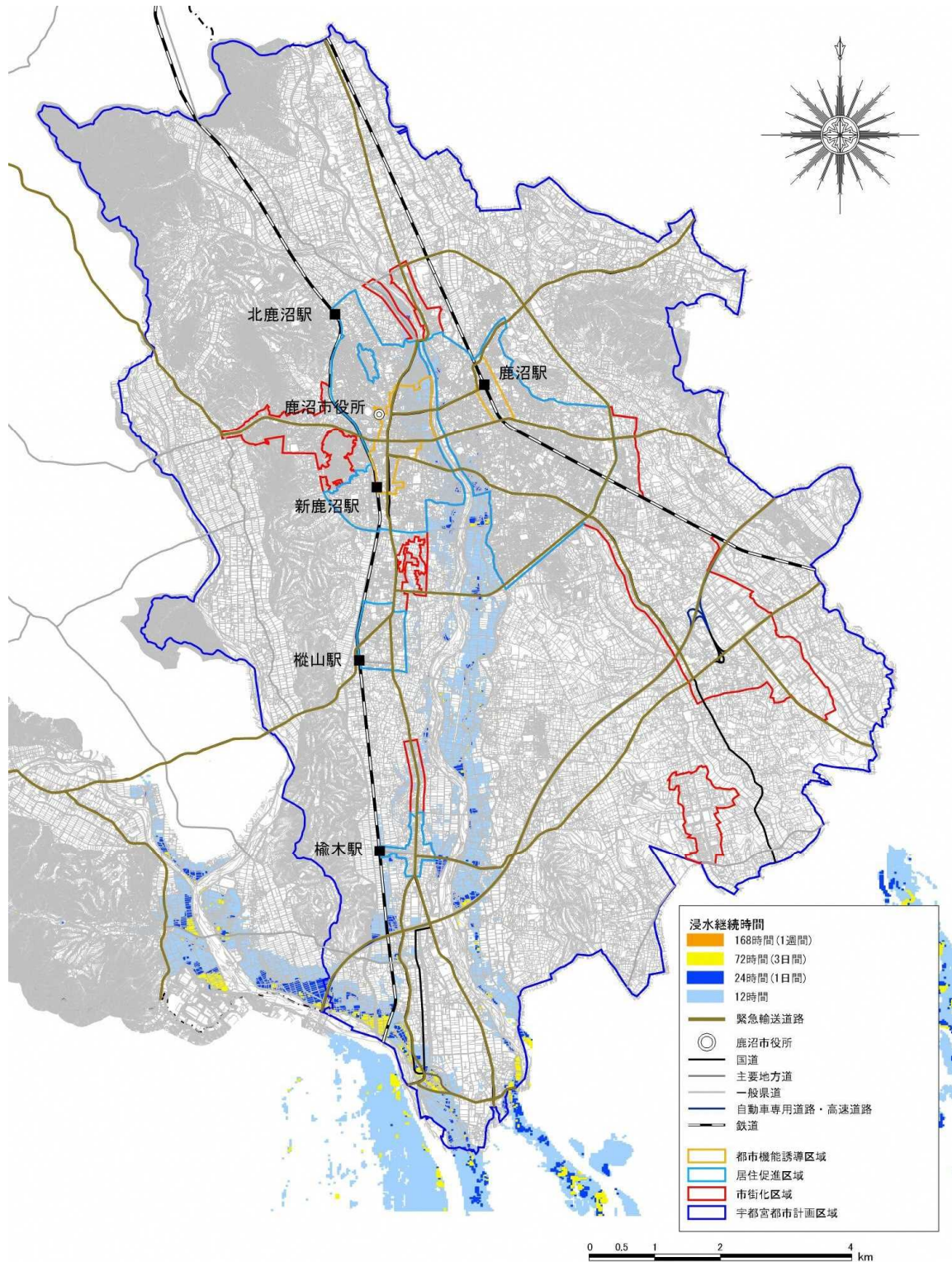
■ 浸水継続時間×都市機能（医療施設・福祉施設）



6) 浸水継続時間×緊急輸送道路

- 居住促進区域内の一部地域（市中心部）において、浸水継続時間 12 時間のエリア内に緊急輸送道路が設定されており、水害発生直後は避難・救助、物資供給に活用できなくなる恐れがあります。

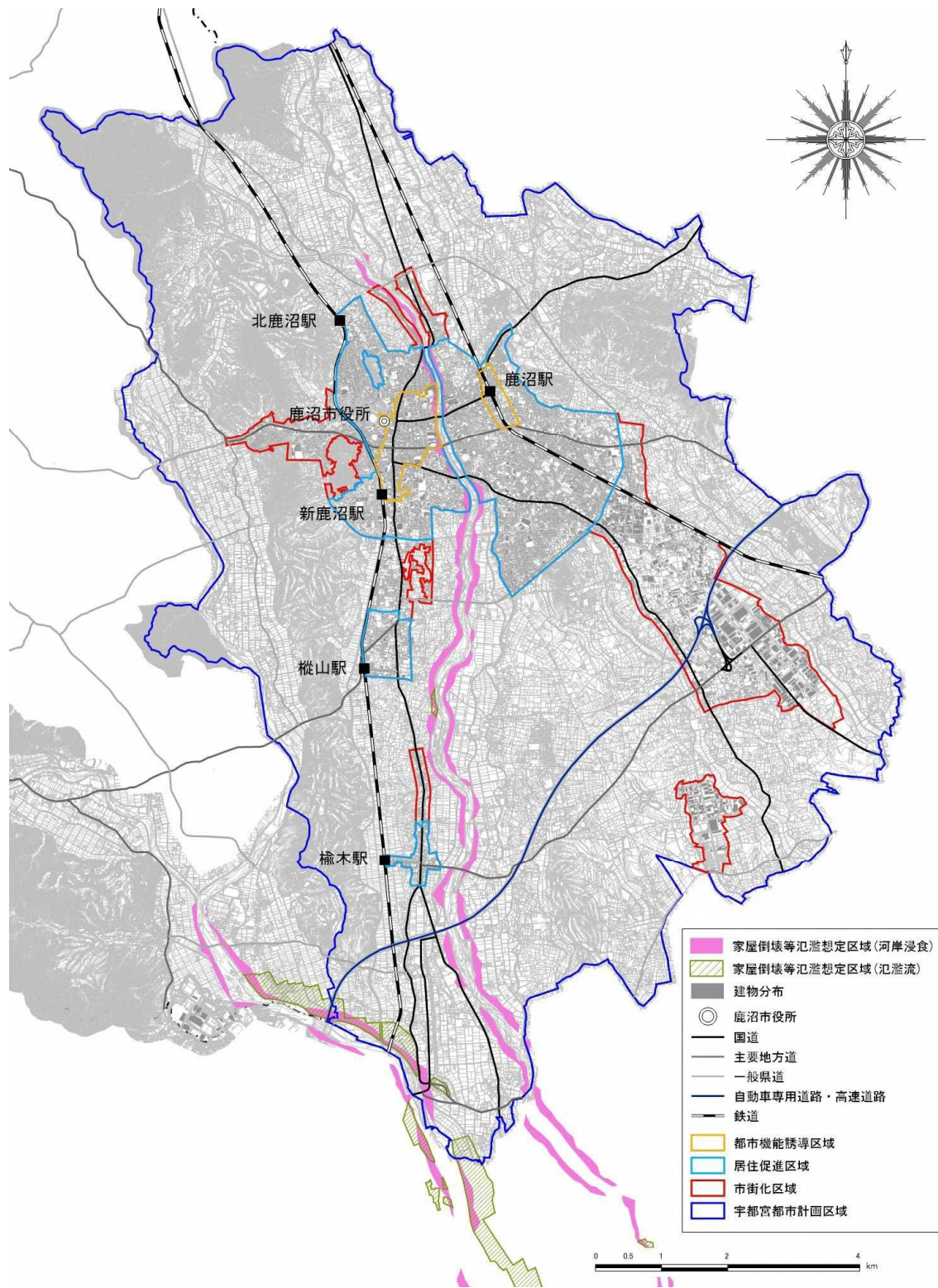
■ 浸水継続時間×緊急輸送道路



7) 家屋倒壊等氾濫想定区域×建物分布

- 居住促進区域内の一部地域（市中心部）において、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）内に建物が分布しており、家屋倒壊により垂直避難が困難となる恐れがあります。

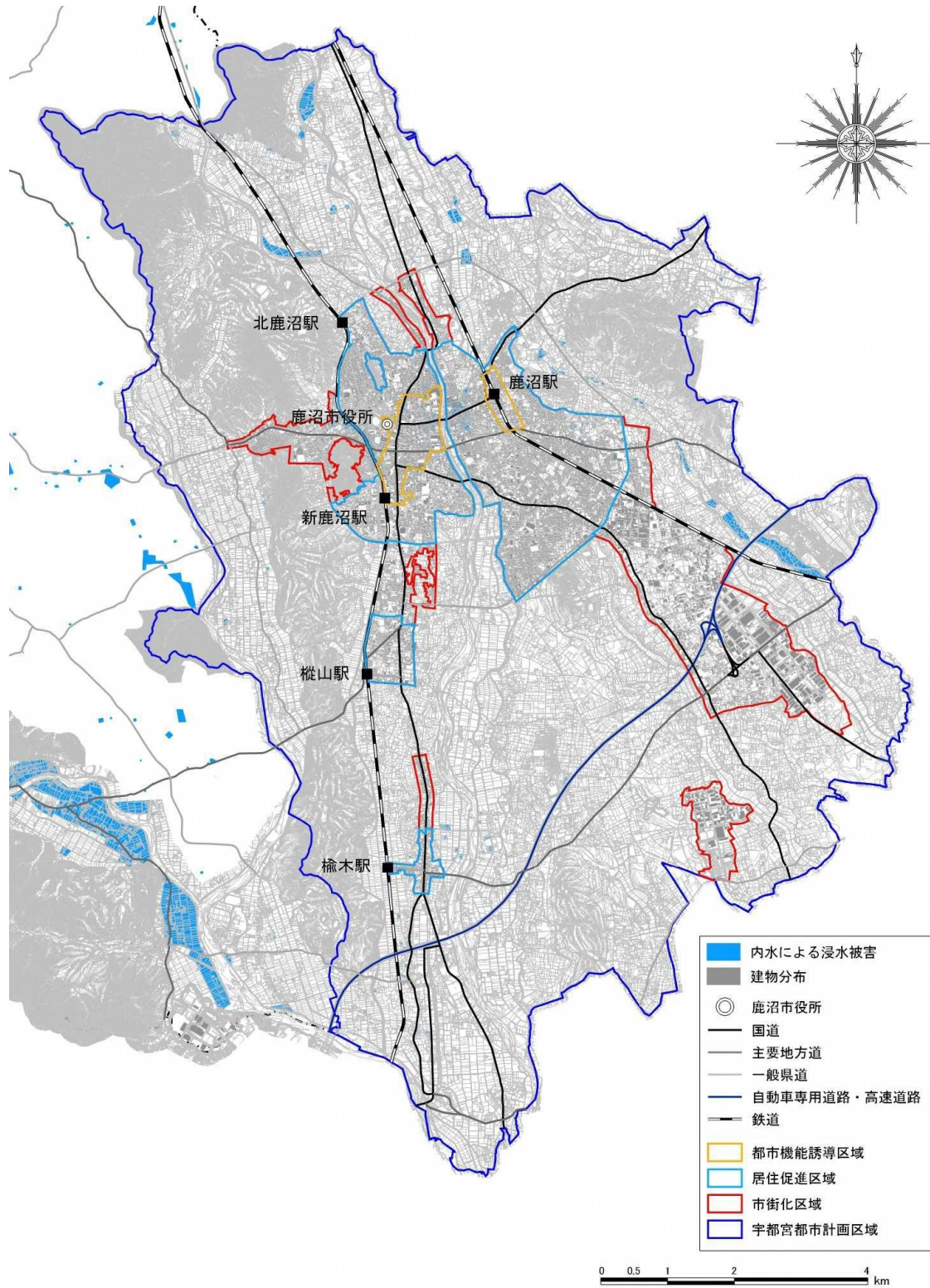
■ 家屋倒壊等氾濫想定区域×建物分布



8) 浸水実績×建物分布

- 居住促進区域内の一部地域において、内水による浸水被害が発生した地域に建物が分布しており、今後も同様の水害が発生した際に浸水する恐れがあります。

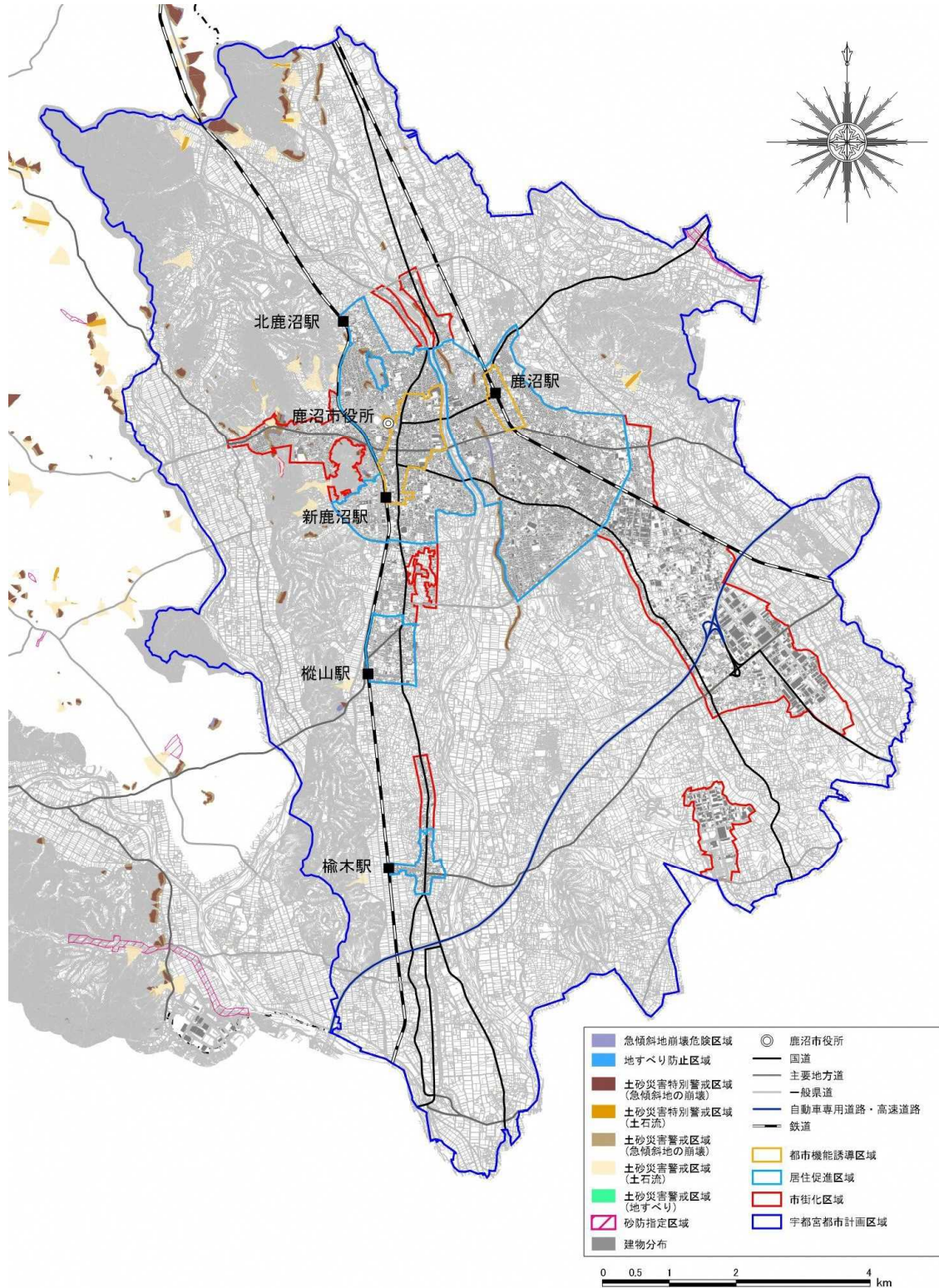
■ 浸水実績×建物分布



9) 土砂災害（特別）警戒区域×建物分布

- 居住促進区域内の北西部や黒川東側段丘部において、土砂災害（特別）警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域が一部指定されており、周辺に建物分布が見られることから、土砂災害による建物被害の恐れがあります。

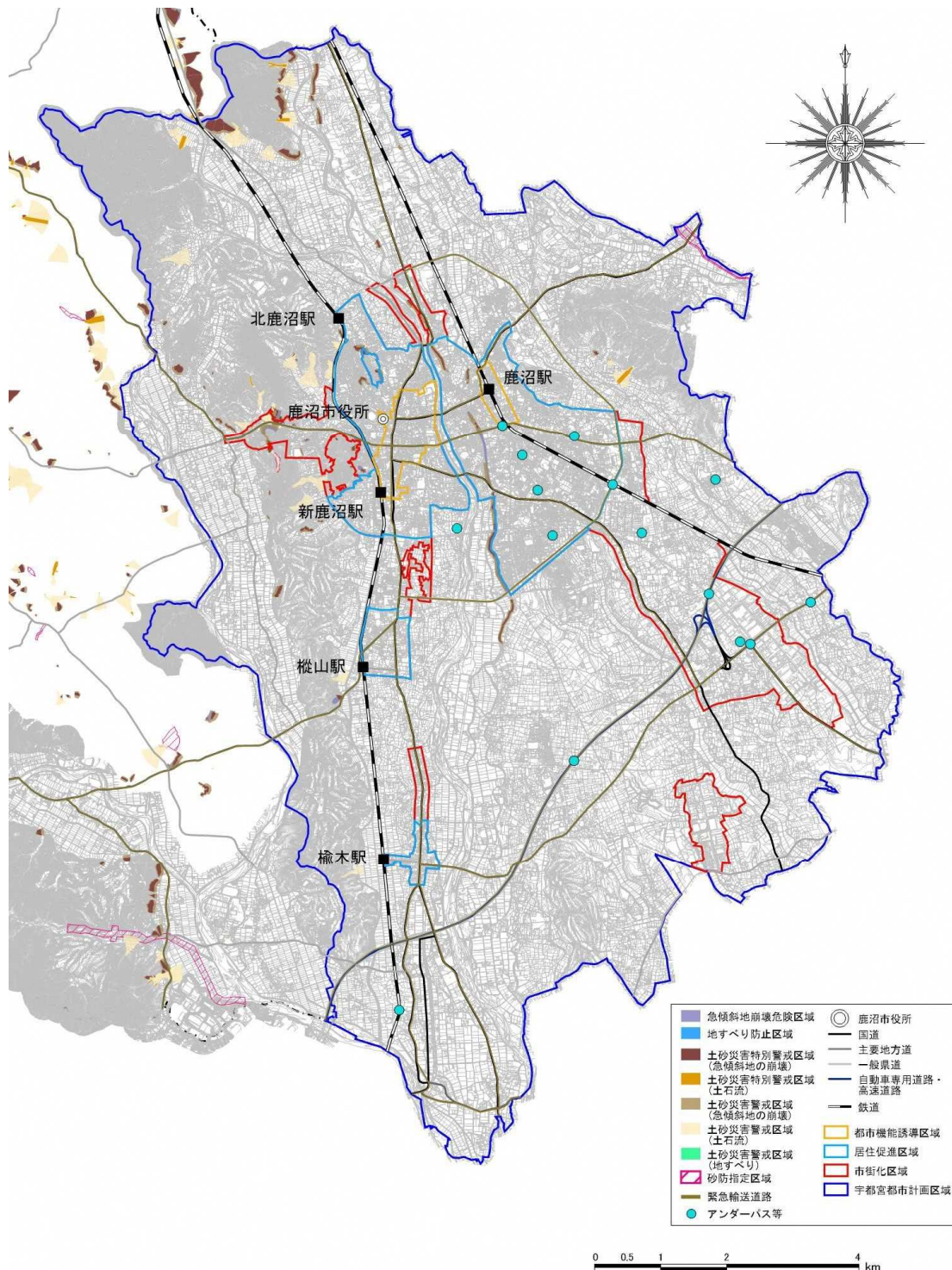
■土砂災害（特別）警戒区域×建物分布



10) 土砂災害（特別）警戒区域×道路網・緊急輸送道路

- 居住促進区域内において、土砂災害（特別）警戒区域で囲まれた地域や土砂災害（特別）警戒区域とアンダーパス等が重なる箇所はないため集落孤立の恐れはないものの、一部地域で緊急輸送道路と重なる地域があるため、道路寸断の恐れがあります。

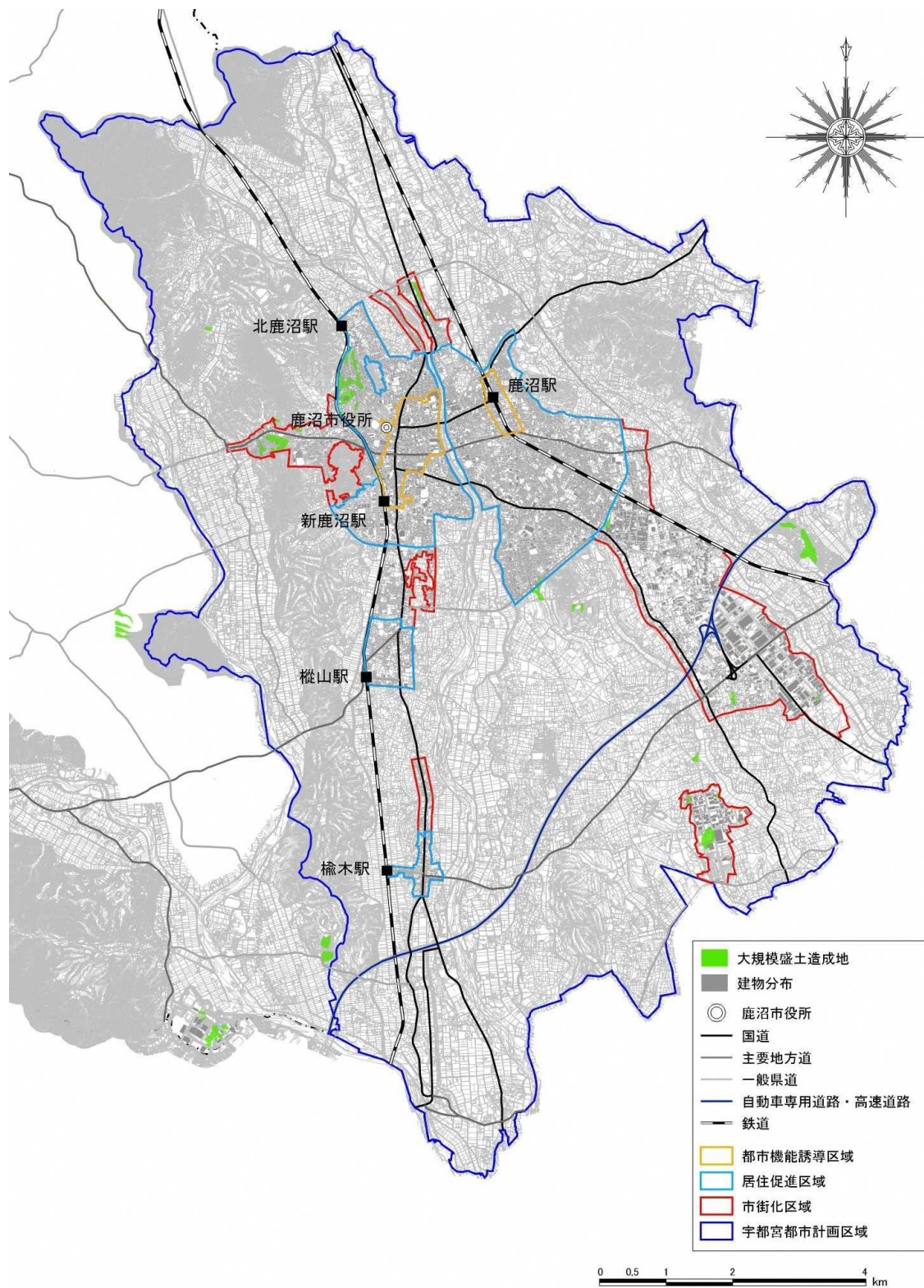
■土砂災害（特別）警戒区域×道路網・緊急輸送道路



11) 大規模盛土造成地×建物分布

- 居住促進区域内の一部地域において、大規模盛土造成地と建物分布が重なる地域があるため、滑動崩落の際に建物に被害が発生する恐れがあります。

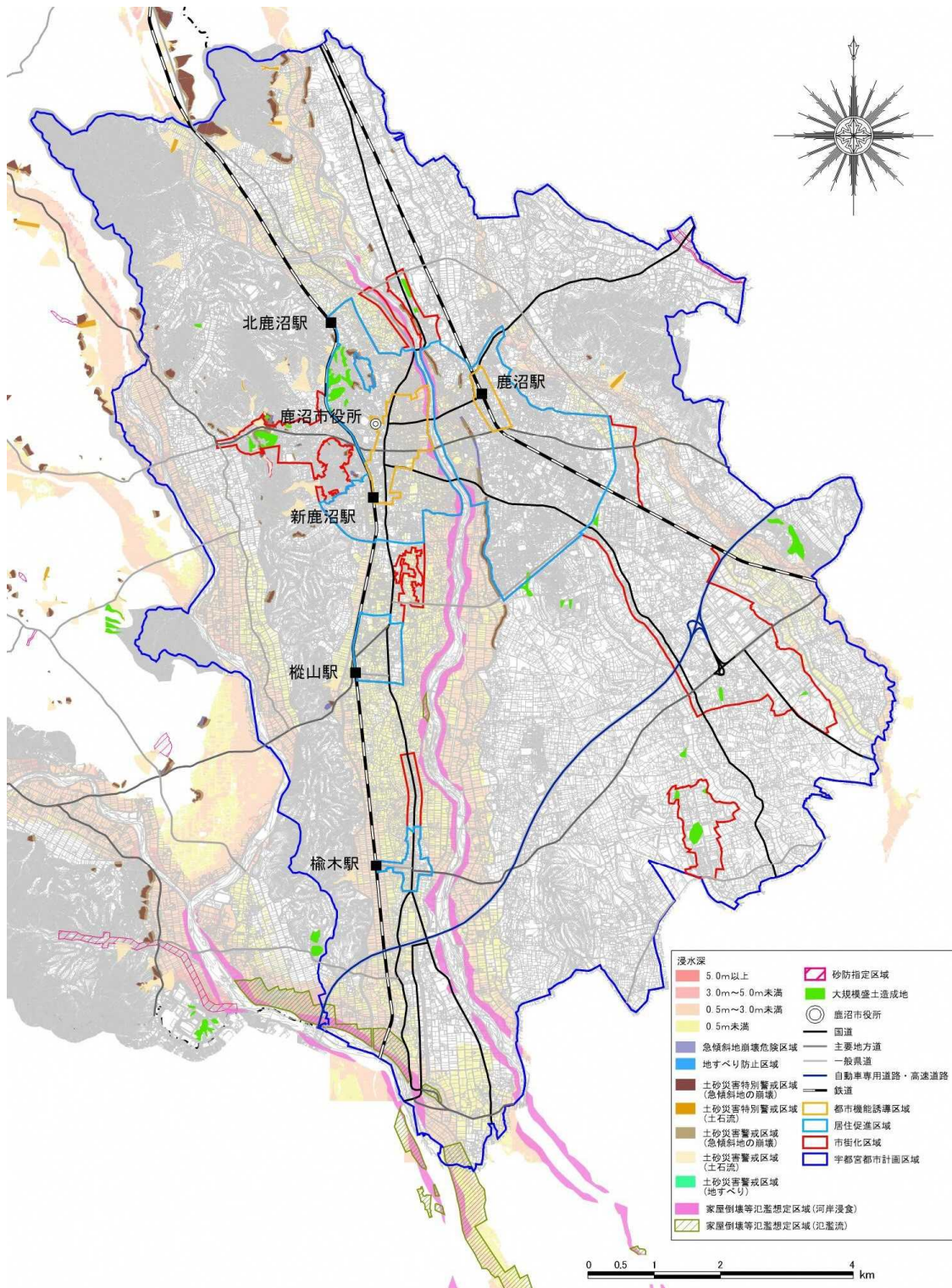
■大規模盛土造成地×建物分布



12) 洪水浸水想定区域（想定最大規模：L2）×家屋倒壊等氾濫想定区域×土砂災害（特別）警戒区域×大規模盛土造成地

- ・居住促進区域内の黒川東側において、洪水浸水想定区域と土砂災害（特別）警戒区域が重なる地域があるため、複合災害の恐れがあります。

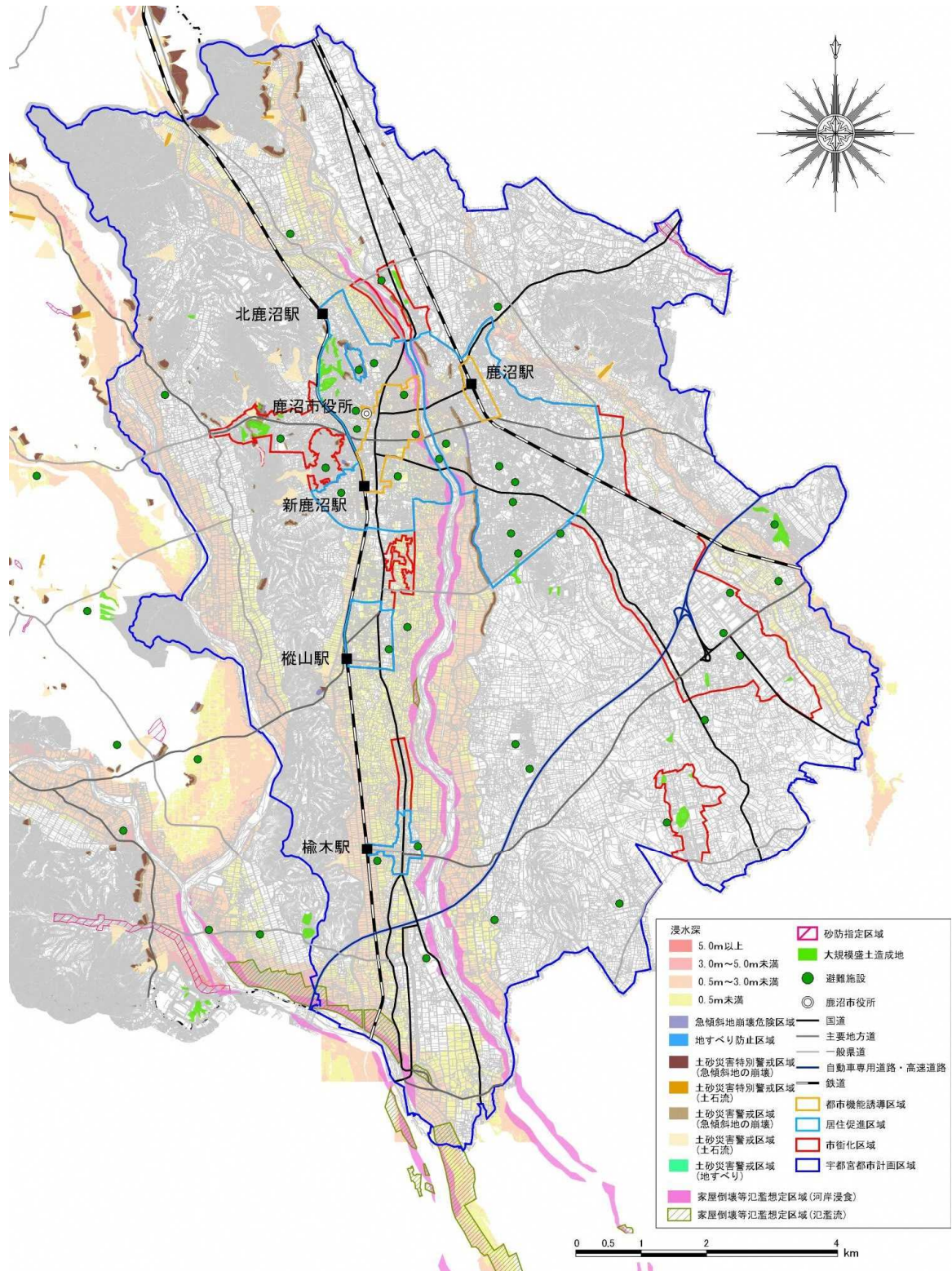
■ 洪水浸水想定区域（想定最大規模：L2）×家屋倒壊等氾濫想定区域×土砂災害（特別）警戒区域×大規模盛土造成地



13) 洪水浸水想定区域（想定最大規模：L2）×家屋倒壊等氾濫想定区域×土砂災害（特別）警戒区域×大規模盛土造成地×避難施設

- ・居住促進区域内の一部地域（市中心部）において、洪水浸水想定区域内に避難施設が立地しており、水害発生時に避難施設までの避難経路が活用できなくなる恐れがあります。

■洪水浸水想定区域（想定最大規模：L2）×家屋倒壊等氾濫想定区域×土砂災害（特別）警戒区域×大規模盛土造成地×避難施設



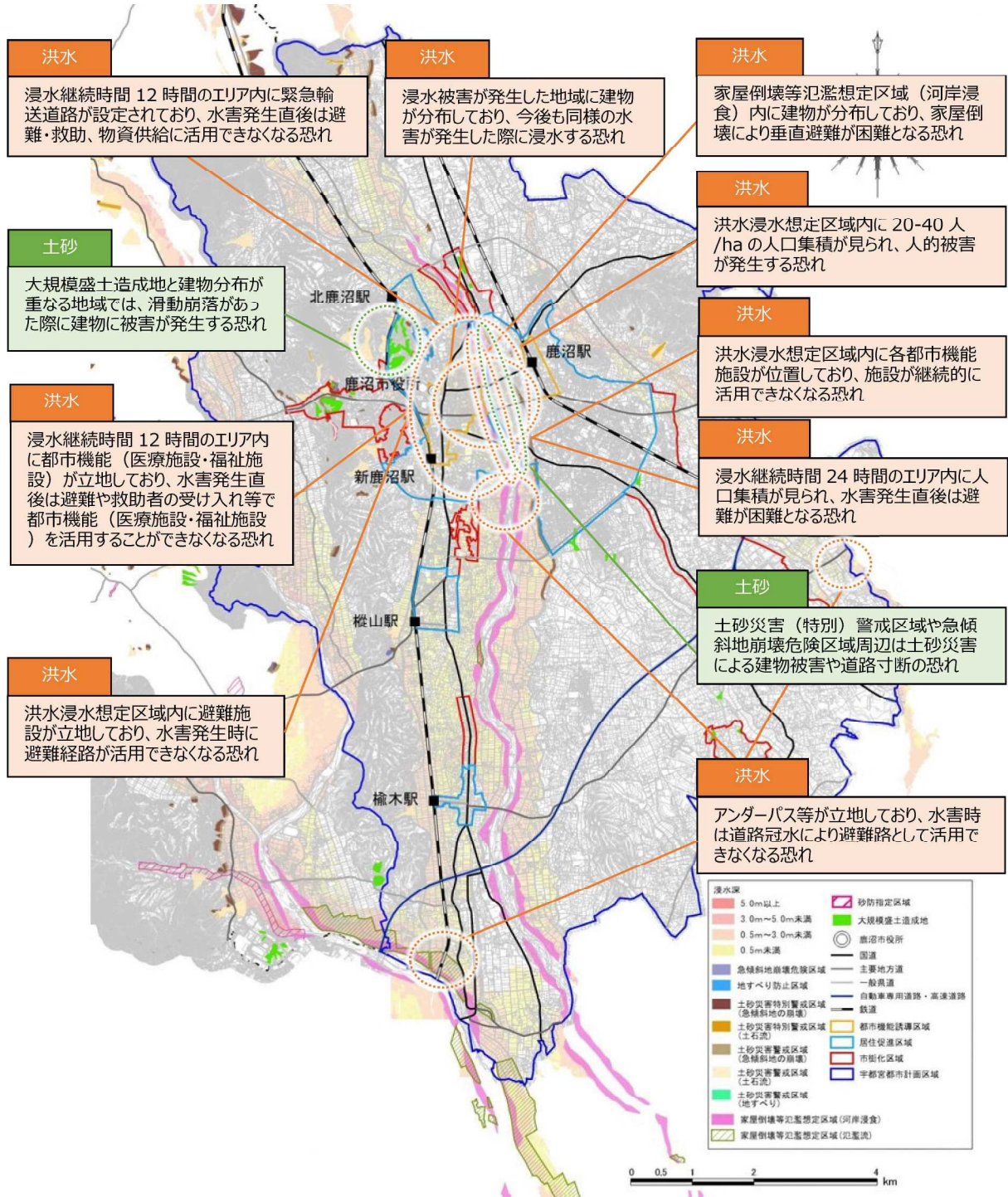
(3) 地区ごとの防災上の課題の整理

- 重ね合わせ分析を踏まえ、本市における地区ごとの防災上の課題について、居住促進区域内における課題一覧を整理するとともに、各ハザードの防災上の課題の位置を明示しながら課題図としてとりまとめました。

■居住促進区域内における課題一覧

災害種別	居住促進区域内における課題
共通	<ul style="list-style-type: none"> • 黒川東側において、洪水浸水想定区域と土砂災害（特別）警戒区域が重なる地域があるため、複合災害の恐れがある。
洪水	<ul style="list-style-type: none"> • 市中心部の洪水浸水想定区域内に人口集積が見られることから、人的被害が発生する恐れがある。 • 市中心部の洪水浸水想定区域内に各都市機能施設が位置していることから、施設が継続的に活用できなくなる恐れがある。 • 市中心部において、浸水継続時間 24 時間のエリア内に人口集積が見られることから、水害発生直後は避難が困難となる恐れがある。 • 市中心部において、浸水継続時間 12 時間のエリア内に都市機能（医療施設・福祉施設）が立地していることから、水害発生直後は避難や救助者の受け入れ等で都市機能（医療施設・福祉施設）を活用することができなくなる恐れがある。 • 市中心部において、浸水継続時間 12 時間のエリア内に緊急輸送道路が設定されており、水害発生直後は避難・救助、物資供給に活用できなくなる恐れがある。 • 市中心部において、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）内に建物が分布しており、家屋倒壊により垂直避難が困難となる恐れがある。 • 一部地域において、内水による浸水被害が発生した地域に建物が分布しており、今後も同様の水害が発生した際に浸水する恐れがある。 • 市中心部において、洪水浸水想定区域内に避難施設が立地しており、水害発生時に避難施設までの避難経路が活用できなくなる恐れがある。
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> • 黒川東側において、土砂災害（特別）警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域が一部指定されており、周辺に建物分布が見られることから、土砂災害による建物被害の恐れがある。 • 一部地域において、大規模盛土造成地と建物分布が重なる地域があるため、滑動崩落の際に建物に被害が発生する恐れがある。

■課題図



4. 防災まちづくりの将来像・取組方針の設定

- 地区ごとの防災上の課題を踏まえ、災害リスクの回避や低減に向けた取組方針を災害種別ごとに整理するとともに、取組方針図を作成しました。取組方針図には、上位・関連計画における位置づけを踏まえた防災まちづくりの将来像（防災上の対応方針）も設定しました。

洪水

洪水①：安全性の高い土地利用の推進

- 想定最大規模降雨が発生した場合に、家屋倒壊が想定されるエリア及び垂直避難が困難なエリア（浸水深 3m 以上区域）を居住促進区域から除外することで、安全なエリアへの居住誘導を図ります。

洪水②：総合治水対策の推進

- 国や県が推進する流域治水プロジェクトと連携・連動し、河川流域内の関係者で協議会を構成し、総合的な治水対策を進めます。
- 河川氾濫等の発生を予測し、洪水や浸水による逃げ遅れが生じないように、洪水浸水ハザードマップを最新の情報に更新し、情報の提供に努めます。
- 多様な避難の手段を確保するため、指定避難所以外の避難所の確保に努めます。
- 近年、局地的豪雨が頻発していることから、河川の浚渫や堤防の強化について、国・県に積極的に働きかけます。
- 河川浚渫等の維持管理を適切かつ効果的に行い、流下能力の確保に努めます。
- 雨水幹線管渠を計画的に整備し、雨水処理機能の向上を図ります。
- 災害時に必要となる資機材を確保するとともに、日頃より点検を行い、確実に使用出来るようにします。

洪水③：防災拠点機能の確保や高齢者施設等の防災・減災対策の推進

- 大規模災害発生時に災害応急対策を実施するため、防災拠点となる各公共施設の防災機能を計画的に整備します。
- 「防災・減災等事業整備計画」に基づき、災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等の防災・減災対策を推進し、利用者の安全安心を確保します。

洪水④：インフラ長寿命化の推進や上下水道施設の整備

- 今後急速に進行する社会資本等の老朽化に対応するため、「鹿沼市舗装修繕計画」や「鹿沼市橋梁長寿命化修繕計画」等に基づき、道路・橋梁・上下水道等インフラの長寿命化など計画的な維持管理・更新を推進します。
- 「鹿沼市水道ビジョン」に基づき、効果的な管路等の更新を行うとともに、国の補助金等を有効活用し、整備を促進します。
- 被災時における市民の安心・安全な生活の確保を最優先とし、「避難所」等の防災拠点に

おける排水の機能を確保するため、「ストックマネジメント計画」に基づき、下水道施設の整備及び老朽化対策を促進します。

洪水⑤：事前復興まちづくりの推進

- ・災害発生時の迅速な復旧・復興に資する、現地復元性のある地図を整備するため、地籍調査を推進します。
- ・災害後の道路等の復旧・復興を速やかに進められるよう、鹿沼建設業協同組合等との連携を推進し、相互協力による復旧・復興体制の構築に努めます。

土砂

土砂①：総合的な土砂災害等の対策の推進

- ・集中豪雨等による土砂災害等が発生した場合に、被害の軽減を図るため、ハード対策とソフト対策が一体となった総合的な土砂災害対策を推進します。
- ・多様な避難の手段を確保するため、指定避難所以外の避難所の確保に努めます。
- ・森林が有する林産物の供給、水資源の涵養、山地災害の防止等の多面的機能の維持・増進を図ります。
- ・大規模盛土造成地において、滑動崩落被害を軽減するため、効果的な普及啓発を行うとともに、滑動の兆候が見られた盛土に対して、国の支援制度を有効活用し、安全性の調査を推進します。

土砂②：空き家の適正管理等による安全性の向上

- ・「鹿沼市空き家等対策計画」に基づき、空き家の解体や利活用が可能な物件を把握して、利活用を推進し、空き家の適正管理を指導します。

共通

共通①：道路の防災・減災対策の推進

- ・災害発生時においても、安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路の防災・減災対策を推進します。
- ・過去の災害等を踏まえ、損傷が比較的少ない路線等を把握し、迂回路による道路ネットワークを構築します。
- ・災害発生時における避難路を確保するため、迂回路として活用しうる林道の把握及び必要な整備に努めます。

共通②：防災意識の高揚、防災教育の実施

- 災害発生時に市全体で円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、普及啓発や防災教育、市民の防災意識や知識の高揚、県及び関係機関・民間団体等との連携強化に努めます。
- 災害時における外国人住民支援の必要性について、防災に対する意識啓発や外国人住民の防災への意識向上を図ります。

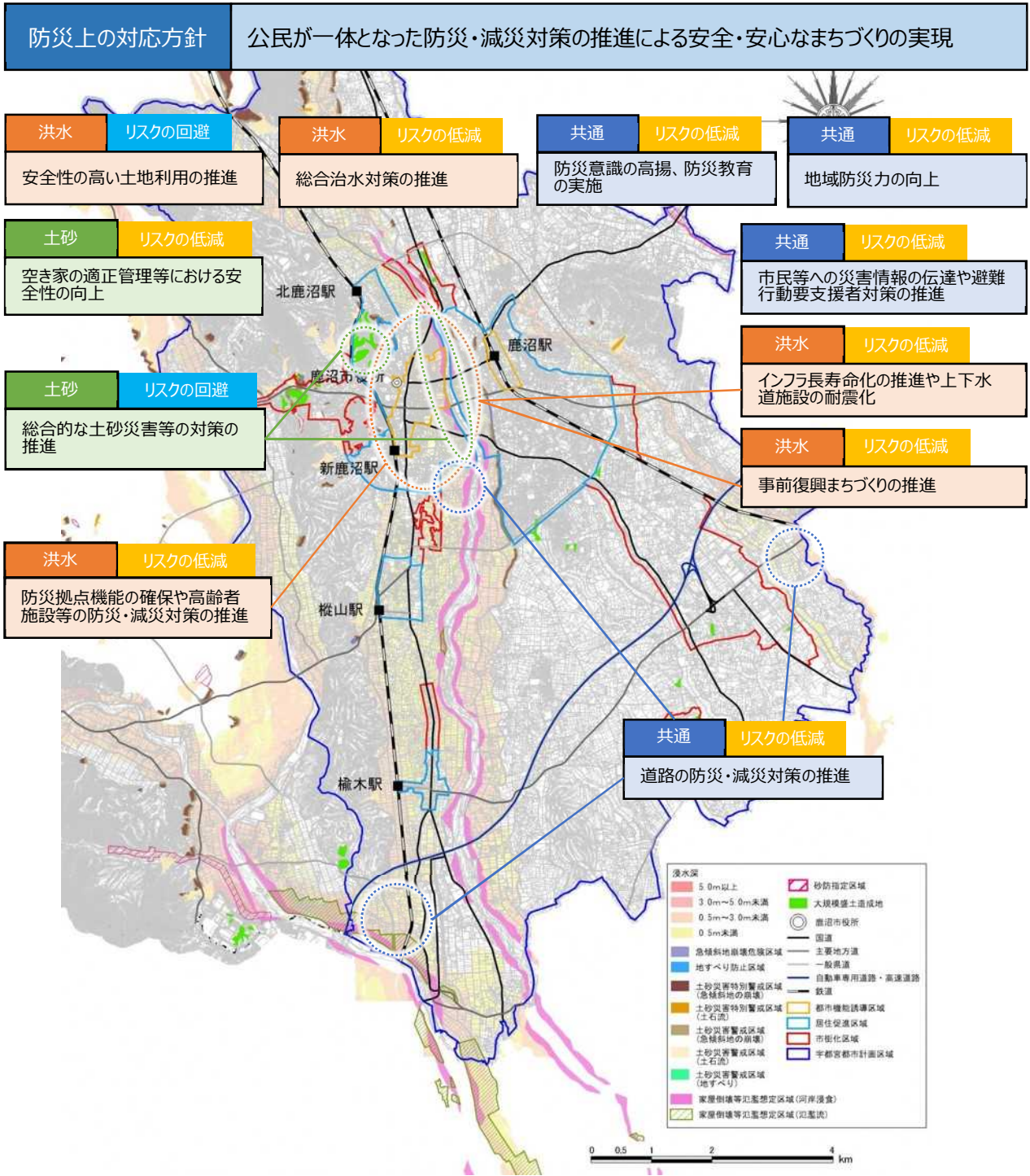
共通③：地域防災力の向上

- 災害発生時における被害を最小限にするため、共助による地域の防災体制を整備し地域防災力の向上を図ります。

共通④：市民等への災害情報の伝達や避難行動要支援者対策の推進

- 市民等への情報伝達手段として、防災情報メール配信や、携帯電話網を利用した防災情報アプリなどの多様な手段を確立し、地震・豪雨などの災害に応じた迅速かつ確実な災害情報の伝達を図ります。
- 「鹿沼市避難行動要支援者支援計画」に基づき、地域の住民等と協力し「避難行動要支援者名簿」を作成し、迅速な情報伝達や避難誘導を行うため、地域住民に理解をいただきながら名簿の作成・更新を推進していきます。
- 災害発生時の一連の行動に支援を必要とする「避難行動要支援者」への情報伝達・避難誘導等の迅速な対応が可能な体制を整備します。

■ 取組方針図



5. 具体的な取組・スケジュール・目標値の検討

(1) 具体的な取組・スケジュールの検討

- ・検討した取組方針に基づき、ハード・ソフトの両面から災害リスクの回避、低減に必要な具体的な取組を整理しました。
- ・取組の実施にあたっては、取組方針において設定した対策の進捗を図るため、位置付けた個々の取組に対して、実施主体及び実現時期の達成目標（短期・中期・長期等）を整理し、一覧表を作成しました。なお、短期は概ね 5 年程度、中期は概ね 10 年程度、長期は概ね 20 年程度を示しています。

■具体的な取組の一覧

取組方針	具体的な取組（●ハード、○ソフト）	実施主体	取組時期		
			短期	中期	長期
洪水	安全性の高い土地利用の推進	都市計画課			
	総合治水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●洪水防御施設の整備、粘り強い堤防の整備 ●○危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラの設置及び情報発信 ●河川の堤防・護岸整備など、河川改修の推進（各圏域河川整備計画に基づく河川改修） ●○関係機関が連携・連動した治水対策の実施 ○市民が洪水や浸水等から円滑に避難するための警戒周知 ○防災情報の提供及びハザードマップの更新 ○避難所確保のための民間事業者等への協力依頼 ●雨水貯留浸透施設の整備促進及び雨水貯留浸透機能の充実 ●河川維持管理の推進 ●雨水幹線管渠の整備促進 ○内水ハザードマップの策定 ○必要となる資機材の購入 ○日常点検の励行 	<ul style="list-style-type: none"> 県、市（維持課） 県、市（危機管理課） 県 庁内関係課 危機管理課 危機管理課 危機管理課 下水道課・農政課・企業経営課 県、市（維持課） 下水道課 下水道課 維持課・下水道課 維持課・下水道課 		
防災拠点機能の確保や高齢者施設等の防災・減災対策の推進	●市役所本庁舎や消防関係施設、学校施設、避難所等の計画的な保全	行政経営課・教育総務課			
	●公共施設における積極的な緑地の確保	都市計画課			
	●防災拠点における太陽光発電や蓄電池等の自立分散型エネルギーの導入推進	行政経営課・協働のまちづくり課・スポーツ振興課・消防総務課			
インフラ長寿命化の推進や上下水道施設の整備	●道路・橋梁・上下水道等インフラの長寿命化など計画的な維持管理・更新の推進	維持課・水道課・下水道課			
	●老朽化した水道管の更新	水道課			
	●漏水多発管の更新	水道課			
	●更新時期を迎えた機器等の更新	水道課			
	○漏水調査	水道課			
	○施設台帳の整備	水道課			
	●避難所と浄水場を結ぶ重要な幹線に係る管渠の整備促進	水道課			
	●災害発生時における継続的な処理場の汚水処理機能の確保に向けた老朽化対策の促進	下水道課			
	●公衆衛生問題や感染症の発生を防止するため、下水道施設の災害予防的的確な維持管理、生活排水処理対策の管渠整備の促進	下水道課			
	○地籍調査の推進	整備課			
事前復興まちづくりの推進	○危沼建設業協同組合等との連携推進と相互協力による復旧・復興体制の構築	危機管理課・都市計画課			

土砂	総合的な土砂災害等の対策の推進	○土砂災害防止施設の整備推進の要望	危機管理課			
		●○土砂災害発生時の防災・減災対策	危機管理課			
		●○市民が土砂災害から円滑に避難するための大雨時における警戒周知	危機管理課			
		○防災情報の提供及びハザードマップの更新	危機管理課			
		○避難所確保のための民間事業者等への協力依頼	危機管理課			
		●森林整備の推進	林政課			
		○大規模盛土造成地における安全性調査の推進	都市計画課			
空き家の適正管理等における安全性の向上	○空き家解体補助金の普及、活用の促進	建築課				
		○特定空き家等における、雑草や樹木の侵食、倒壊等による周辺への被害が及ばないよう適正な管理の指導	建築課			
共通	道路の防災・減災対策の推進	●緊急輸送道路の整備	県			
		●道路アンダーパス部の冠水対策	県、市（維持課）			
		●緊急輸送道路や重要物流道路に指定されている路線等の計画的な整備・維持管理	県、市（維持課）			
		●市道の整備	整備課・維持課			
		○緊急輸送道路や重要物流道路に位置付けされた国・県道の整備要望	整備課			
		○迂回路となり得る道路把握	維持課			
		●○脆弱箇所改良、狭あい道路整備等促進事業の推進	維持課			
		●橋梁長寿命化修繕計画に基づく計画的な橋梁補修	維持課			
		●迂回路となりうる林道の保全・整備	林政課			
		●林道施設長寿命化計画に基づく計画的な橋梁補修	林政課			
		○交通インフラの被災による代替輸送等の対応	生活課			
		○災害情報メールや市ホームページなど多様な情報伝達手段の活用	生活課			
		防災意識の高揚、防災教育の実施	○市民に対する防災講演会、研修会、訓練等の実施による『自助力』及び『共助力』の高揚	危機管理課		
○児童・生徒及び教職員、防災上重要な施設（病院、社会福祉施設、ホテル、大規模小売店舗等の不特定多数の者が利用する施設など）の管理者、職員等に対する防災教育の実施	危機管理課					
○外国人住民支援や外国人住民への防災に対する意識啓発の実施	危機管理課・協働のまちづくり課					
地域防災力の向上	○自主防災組織の育成・強化	危機管理課				
		○地域防災リーダー（防災士）の養成	危機管理課			
		○地区防災計画の作成促進	危機管理課			
市民等への災害情報の伝達や避難行動要支援者対策の推進	○情報伝達手段の多重化	危機管理課				
		○「避難行動要支援者支援計画」の推進	厚生課			
		○「避難行動要支援者名簿」の活用	厚生課			
		○迅速な情報伝達や避難誘導等に対応する支援体制の整備	危機管理課			

(2) 目標値の検討

- 取組方針を踏まえ、進捗や効果を適切に評価できるか、継続的なモニタリングが可能か等の視点から、以下の通り目標値を設定します。

■防災指針の目標値

指標 1 公民が一体となった防災に関する意識醸成の状況を把握する指標

指標	基準値 ^{※1}	目標値 ^{※2}
防災士登録者数	126人	1200人

※1：2020年度時点

※2：2040年度

指標 2 行政が主となった防災に関する取組の実施状況を把握する指標

指標	基準値	目標値
防災訓練及び災害危険箇所等 点検の実施	1回/年実施	1回/年以上の 実施を目指す